

令和8年白浜町議会第2回定例会 会議録(第2号)

1. 開 会 令和8年6月11日 白浜町議会第2回定例会を白浜町役場
議場において 9 時 5 9 分 開会した。

1. 開 議 令和8年6月11日 9 時 5 9 分

1. 閉 議 令和8年6月11日 15 時 5 分

1. 散 会 令和8年6月11日 15 時 5 分

1. 議員定数 12名

1. 応招及び不応招議員の氏名
第1日目のとおり

1. 出席及び欠席議員の氏名
出席議員 12名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1 番	小 森	一 典	2 番	松 田	剛 治
3 番	菊 原	章	4 番	長 野	莊 一
5 番	鈴 木	彬 人	6 番	真 鍋	和 功
7 番	古 田	彩	8 番	丸 谷	和 樹
9 番	廣 畑	志 保	10 番	黒 田	武 士
11 番	溝 口	耕太郎	12 番	雑 賀	弥 一

欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事 務 局 長 小 川 敦 司 事 務 主 任 西 啓太郎

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町 長	大 江 康 弘	副 町 長	愛 須 康 徳
教 育 長	西 田 拓 大	会 計 管 理 者	藪 本 忍
町長公室長	玉 置 康 仁	総 務 課 長	山 崎 正 和
地域防災課長	木 村 晋	税 務 課 長	森 本 真 司
民 生 課 長	玉 井 由里香	住 民 保 健 課 長	柴 田 浩 司
生活環境課長	榎 本 崇 広	観 光 課 長	新 田 将 史

富田事務所長					
兼農林水産課長					
兼農業委員会局長	富	田	康	高	建設課長
上下水道課長	山	口	和	哉	日置川事務所長
教育委員会					清水 寿重
教育次長	岡	田	慎	也	東 剛史
総務課副課長	小	川	将	克	消防長
					楠川 雄平

1. 議事日程

日程第1 一般質問

1. 会議に付した事件

日程第1

1. 会議の経過

○議長 長

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。地方自治法第113条の規定に基づき、定足数に達しておりますので、ただいまから白浜町議会令和8年第2回定例会2日目を開会します。

日程に入る前に事務局長から諸報告を行います。

番外 事務局長 小川君

○番外（事務局長）

諸報告を行います。

本日の議事日程については、お手元に配布しております。

本日は一般質問を予定しています。

本日、休憩中に議会運営委員会の開催をお願いいたします。

また、本日、散会後に議員懇談会の開催をお願いいたします。

以上で諸報告を終わります。

○議長 長

諸報告が終わりました。

ご了承のほどお願い申し上げます。

本日は暑いかと思うので上着を脱いでいただいても結構かと思うます。また、本日は写真撮影を許可しております。

これより本日の会議を開きます。

(1) 日程第1 一般質問

○議 長

日程第1 一般質問を行います。

通告順に従い、順次、質問を許可します。

通告順1番、11番 溝口君の一般質問を許可します。

溝口君の一般質問は一問一答方式です。通告質問時間は90分でございます。

質問事項は、1つとして、白良浜利便増進施設整備実証実験事業（白良浜ビーチカフェ事業）について、2つとして、町長の政治姿勢についてであります。

初めに、白良浜利便増進施設整備実証実験事業（白良浜ビーチカフェ事業）についての質問を許可します。

11番 溝口君（登壇）

○11 番

それでは、皆さん、おはようございます。今日は早朝より傍聴席もいっぱい、こういったいっぱいの傍聴の皆さんの前で一般質問ができるのは久しぶりかなと、そのような思いであります。

それでは、早速でございますが、始めます。

通告に従いまして、6月議会の一般質問を行ってまいります。

前の任期が3月に終わりました3月の改選の選挙がございました。その結果、白浜町議会では、最初で最後になるかなというような、大幅に顔ぶれが変わりました。現職4名、元職1名、そして新人の7名の方、合わせて12名となりました。前の議会構成からこのように変わったのは白浜町議会でも、今申し上げましたとおり初めてのことであります。そういったことで心機一転、頑張ってやっていきたいなと思っているところであります。そういう中で、議長からも紹介がございました今回の一般質問は、私にとりましても2年ぶり以上になるかなと思います。

今回、質問事項としましては2項目でございます。

まず1項目は、白良浜利便増進施設整備実証実験事業、俗に言いましたら白良浜ビーチカフェ事業と、以後そのように申し上げます。質問の要旨は白浜町として適正な手続で建設、運営ができているか。

2つ目の質問事項としまして、町長の政治姿勢についてでございます。質問の要旨としましては、町長就任約1年後に西牟婁郡の町村会を脱退しております。その理由は何か。また令和6年の町長就任後、白浜町には一部事務組合が多数ございます。そんな中でまずその1つに、大辺路衛生施設組合議会というのがございます。これは端的に申し上げましたら、すさみ町と旧の日置川町、今は合併をして白浜町であります、こちらの2町で日置川町のし尿とすさみ町のし尿の処理をしている施設がすさみ町にございます。これを大辺路衛生施設組合と申しまして、その議会がございます。その議会には町長として一度も出席をされておりません。また、富田川治水組合議会というのがございます。これは旧の中辺路町、大塔村、上富田町、白浜町で、富田川流域に携わっておる自治体の中で構成をしている議会であります。今は、大塔村、中辺路町は田辺市に合併しておりますので田辺市となっておりますので、田辺市、上富田町、白浜町の1市2町で構成をしている組合議会であります。こちらの議会にも、町長は一度、最初の1回目の議会に出席をし、それ以後一度も出席をされていない。この理由は何か、職務職責の放棄になるのではないかといった要旨であります。

それでは、まず1点目の白良浜利便増進施設整備実証実験事業、以後は白良浜ビーチカフェ事業と申し上げます。

それでは、この白良浜ビーチカフェ事業につきましては、この事業は白浜町当局、町長が多分情報を入手されたというふうに聞いております。そして観光協会に対して、事業費の半分を町が補助金として出しますから観光協会は事業主になっていただきたいと。そしてまた、事業委託業者、こちらの方も観光協会に紹介をして、この事業が進められるようにしますので、そういった説明をし、町の窓口としては観光課となっております。この事業計画が、そういったことで始まったわけでございます。まずこの点につきまして、基本に当局の答弁を求めたいと思います。

○議 長

溝口君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番 外 町長 大江君（登壇）

○番 外（町 長）

お答えします。こういった経過かということでもありますので、基本的なことでもありますから私から、なぜあのような施設を造るに至ったか。

まず、新人の議員の皆さんも初めての定例議会でありまして、いろんなことをこれから勉強されると思います。今、議員からの質問がありましたけれども、あの白良浜ビーチというのは、当時私が県会議員をさせていただいておりましたときの仮谷知事から、和歌山県というのは、下水道の普及率が46位、47位、徳島県と和歌山県でべった争いをしていたんですね。知事にとりましては、やはり下水道の普及率を上げたいという思いで、時の町長でありました片田良穂町長に、何とか白浜で下水道を始めてくれないかという要請がありました。当時私が県会議員をさせていただいておりまして、私は片田町長と、知事がこのような形で要請をしていただくということは大変ありがたいことだと。では我々も、今はやりのランプさんではありませんが、ディールではありませんけれども、これからこれだけの大きな下水道事業というのが進んでいく中で、町民の皆さんの協力も得られなければいけない。そういう中で、私と片田町長とが、当時の仮谷知事に、あのやせ細っていく白良浜を何とか直してもらえないかという、いわゆる養浜計画ということを我々が提案をさせていただきました。知事は快く引き受けていただきました。そこからが今の皆さん、あの白良浜ビーチが出来上がるんです。36億円かかりました。今、あの規模のビーチを造ろうと思ったって、絶対できません。国も補助金もない。県もそんなことも認めてもらえない。我々の当時の決断は決して間違いではなかったというふうに思います。

最後に、あの砂を入れたのは私です。西オーストラリアのパースに留学をさせていただいたときに、もうこんなきれいな砂がない、こんなすばらしい砂がないという思いの中で、あの白良浜ビーチに最後にどこから砂を入れるのかという、いろんな要請がありました。私は地元の県会議員として、忘れられないきれいな砂を、とにかくパースから砂を入れてほしいということを仮谷知事にお願いを申し上げたら、知事も快諾をいただき、今我々が当たり前のように見ているあの白良浜ビーチの白い砂というのは、約8,000キロに及ぶ遠いところから来た砂であります。

何を言いたいか。私はそれだけやっぱり白良浜という場所に思い入れがあるわけであります。

2年前に町長にならせていただきました。今の浜というのは、年々温暖化が進む中で、白良浜ビーチも、海水浴客というのが少しでありますけれども減っていております。今はもう浜というのは泳ぐための浜ではないんです。泳ぐための浜であればもう7月、8月の二月で、あの浜は終わってしまうんです。

○11 番

町長、もっと端的に答弁してください。

○番 外(町 長)

議員が今までの経過はどうかと言われるから私は説明しているんですよ。

○11 番

今の事業について取り組んだ経過を、答弁を端的にしてください。

○番 外(町 長)

ですから、私はあの浜に何かやっぱりしっかり通年のものがないか、そんな思いの中で、あの浜に、今まで観光協会が指定管理としてやってきたわけでありますけれども、本来なら、我々が昨年造り上げたあのサントイドという方向性というのは、観光協会がむしろ、こういうことをやりたいんだけどどうだろうか、こういうことをあの浜を使ってやりたいんだけどどうだろうかという、本来は観光協会が町に提案があっても私はいいものではなかったのかなと思うんですけれども、そういうこともなかったものですから、私の最終的な決断の中で、2年間の実証実験ということでやらせていただきました。まだ1年たっておりません。

いろんな詳細につきましては、課長から答弁をさせていただきますけれども、あの浜の利用の仕方というのは、私は変わったと思います。ですから、今後どんどん、あの実証実験をさせていただいておるサントイド1つでは競争の原理が働かない。やはり切磋琢磨して、あの浜をやっぱり盛り上げていただくために、いろんな民間の方をお願いをさせていただいております。この方向性は和歌山県も理解をさせていただいておるところであります。我々のこの観光町白浜にとってかけがえのない、まさにこれからのシーズンに多くの観光客を受け入れてくれる白良浜ビーチというものを、私はもっともっとしっかりと活用しながらやっていきたいと思います。これがあのビーチを始めた一番大きな理由であります。

○議 長

11番 溝口君

○11 番

観光課、補足の答弁よろしいですか。

そうしましたら観光課がこの事業についての始めた経過を答弁することになっておりますが、町長からも今同じような答弁がございましたので、それでいいかなと。

要は、私がこれから質問するのには、なぜこの事業をするのに公平な入札制度を設けておる中でしなかったのかと、多くの町民の皆様がそういうふうに疑問を持っておる。そこで事業の目的については、今、町長が言われたとおりでいいかなと思うんですけど、その事業をしたその中における過程、これが少しおかしいの違うかなと。少しどころか、大変おかしいの違うかなということで、随意契約等をして事業が進められてきておるということであります。

それで1点、まず、業者の方が今随意契約を受けた東京の業者がありますけれども、既に

聞くところによりましたら、この1年をもってこの事業から撤退をすると、そのように聞いておるわけであります。そしてまた、この業者が同じように、大阪府の岬町のところでもこういった計画を町と業務提携をして協定書を結んでやっておりましたが、これも事業が決めたとおりに進められないということで、岬町からも、せんだって町議会から議会議決を経て提訴されております。2, 500万円の損害事業を、今、白良浜で受けておる業者は提訴されておる。そこでこの業者の方もいよいよ撤退をするということは聞いておるわけでありますが、そうになりましたら、実証実験が3年ということでありますがこの1年で業務委託事業を受けた業者が撤退をするということになったら、あとどうするのかなど。聞くところによれば撤退をするのだったら代わりの業者を見つけてもらいたいと、町からそのような話があったかのようにも聞きますけれども、ここら辺は観光課長どうですか。撤退するというのはもう決まっていることですか。

○議長 長

番 外 観光課長 新田君

○番 外（観光課長）

その点につきましては、協定書に基づき現在の事業者がいろんな理由により事業譲渡の申出がありましたので、協定書にのっとり事業譲渡を次の事業者にするようになってございます。そこにつきましては、町のほうから紹介をしてほしいというようなことをお願いした事実はございません。あくまでも事業者の方が引き継げる事業者という形で、申請が来ているものでございます。

○議長 長

11番 溝口君

○11番

そうしましたら要は撤退をするということは、再度聞きますが、これは申入れがあったという理解でよろしいんですか。

○議長 長

番 外 観光課長 新田君

○番 外（観光課長）

協定書に基づき、事業譲渡の申請が協会のほうになされているものでございます。

○議長 長

11番 溝口君

○11番

3年間の事業としてこの業者でなければならないと、今までの実績があるという形で、この業者を委託事業者としてこの事業が昨年8月1日から始まって1年たたないが、まだ今なら6月の半ばであります。もうこの事業から撤退をすると。_____

※ 最初、我々議会に言ったのがこの業者の方は、今までの経験があると、そういった触れ込みであったかと思うわけですが、もう既に1年もたたずして撤退をすると。この事実から後を受けた委託事業者にしても同じ結果になるのではないのかなと、そのような予測がされます。

【※令和8年第2回定例会（第5号）P3に関連記載あり】

それでは、進めてまいります。

そうしましたら、この事業につきまして、我々議会としましては、昨年の令和7年の6月3日に行われました全員協議会で、この事業について説明がございました。新人の議員の皆さん、そのときはまだ議員ではありませんから今詳しく言いますと、全員協議会で昨年の6月3日に、こういった、今、白浜で行っておる事業についてこういう形で進めていきたいという説明がありました。そのときの説明では、総事業費は6,000万円であると。町が半分の3,000万円を事業主となる観光協会に対して補助金を出し、残りの半分については事業委託を受ける業者が出すことになっている。初めて事業委託を受ける業者が3,000万円も出してまでやる価値があるのかなと、あるから受ける業者も3,000万円の事業費を出すと、合わせて6,000万円の事業費であると、そのような説明がありました。そのような説明で観光協会もそうだったですかと、この前観光協会長とも3時間ほど面談をさせていただきまして、一連の事業の取組、進め方について確認をいたしました。全て町が音頭を取って主導していただきましたと、そのように聞いたわけではありますが、このとおりで観光課長、よろしいですね。6月3日、我々議会に全員協議会で説明をしていただいた。今私が言ったそのことに間違いはございませんか。

○議長 長

番 外 観光課長 新田君

○番 外（観光課長）

6月3日の全員協議会でご説明をさせていただいてございます。内容については、そのときのとおりでございます。

○議長 長

11番 溝口君

○11番

そうだったですね。そのときにふと思ったわけではありますが、このときに全員協議会のときに既に事業費は6,000万円であると。これから事業を進めていくという説明で、6,000万円の事業費で町が3,000万円の補助金を出すのだと。今になって思えばなぜ最初から6,000万円という事業費が出てきたのかなと、ふと思ったわけです。

そこでちょっとお聞きをしますが、この全員協議会で最初に説明した総事業費の6,000万円の根拠というのはどこから出てきたんですか。それは、令和7年の4月25日に、今、事業委託を受けている東京のカレイドジャパンが観光協会に対して提出をしたあの建屋の一式の設計、施工の見積りの金額が6,000万円の見積書が出ております。これをもって当事業費は6,000万円と判断をしたと私は思うのでありますが、観光課長どうですか。

○議長 長

番 外 観光課長 新田君

○番 外（観光課長）

この事業につきましては、もう令和6年度中からいろいろな形で庁内でも検討をしてございまして、その中で我々が求めるようなデザインであるとか規模感という形を、観光協会も含めて度重なる協議を行った中で具体化がなったものでございます。ですから、当然見積り等によって事業費の全体というのは決定をしてございます。

○議長 長

11番 溝口君

○11 番

ここで私が言いたいのは、この令和7年の6月3日の全員協議会があったとき、このときにもう既にカレイドジャパンという、業務委託を受けて撤退をしますが、そこからも観光協会に対して見積書が出ると。後でまた申し上げますが、そのときには既に協定書も締結をしていた。協定書の締結は、昨年の5月1日付で白浜町と観光協会、観光協会とカレイドジャパンとの間で、同日付で協定書まで締結をしている。そういった事実については、6月3日には一言も当局からの説明もなければ、全く聞かされていない。そういった事実を後でまた質問をしてまいります。この今、2点目のあれで6,000万円の総事業費というのは、この事業の見積書のあれも1点であると、そうでありましたので、後で大変なことになっていきますので、これ皆さんよく覚えておいてください。

次であります。これで事業委託が最初からそういった形で町が3,000万円を観光協会さんに出した。観光協会があくまでも事業主であると。総事業費は6,000万円ということですから、委託業者の方からも3,000万円だと。これ、なぜ3,000万円も出すのかなと不思議でかないませんが、たしかそういうような形で、3,000万円で6,000万円と。

本来でありましたら、地方自治法にも載っておりますが、地方自治体であるとか外郭団体、それも町の補助金は全て公金です。公金というのは税金でありますから、公金を使って、例えば補助金で今回観光協会に入るわけですから、公金を使ってこういった事業をする場合は、地方自治法には、やはり競争性とか公平性を担保するために、一般的には入札であるとか指名競争入札をすることであると、特例として随契を認められているケースがございますが、それはこの業者でしかこういった施工ができないであるとか、随意契約の金額が少ないであるとか、また時間的に余裕がないとかどうかそういった実情だけであります。しかし、そういった場合においても、説明はやはりしなければならないと、地方自治法にも明記しております。まずこのことについても地方自治法にも抵触するのではないのかなと、これも後からお聞きをいたします。

そこで白浜町としましては、観光協会に対して補助金を出したわけでありまして、ここで、この協定書には、町と白浜町との協定書には、幾ら金額を、補助金を出すという、そういった文言はございません。私はこの協定書を手に入れました。

そこでお聞きしましたら3,000万円で間違いないのであろうかなと思うわけでありまして、ここでお伺いをいたしますが、町から観光協会に対しての補助金、観光協会から補助金申請がなされたのはいつ、町に対してなされたんですか。そして、いつ、交付をされたんですか。金額は3,000万円だと思いますが、確認をしたいと思います。どうですか、観光課長教えてください。

○議 長

番 外 観光課長 新田君

○番 外（観光課長）

観光協会からは令和7年5月22日に申請を受けております。同日付で受付をさせていただき、町からの補助金の交付につきましては、令和7年6月2日に交付をさせていただきます。

○議 長

○11 番

昨年(2017)の5月22日に観光協会から補助金申請がなされた。そして6月2日ですか、2日に観光協会に対して補助金が決定をしたと。その明くる日に、もう6月3日に全員協議会で我々に説明のときにはもう既に交付決定がされとるわけです。補助金を出すという、そういうような説明がありましたけれども、まさかこんなに水面下で進んでいようとは、後でいろんな協定書を初めて見てびっくりして知ったわけでありました。

そこで、次に質問をしてみたいんですが、昨年の6月3日の全員協議会のときには、町が観光協会に3,000万円の補助金を出して、事業をする受ける委託業者も3,000万円を出すと、合わせて6,000万円の総事業費になるとの説明でありました。そういったわけで、町は観光協会に対して、今、課長が言ったように3,000万円を観光協会に振り込んでいるわけでありました。

それでは、業者が出すと、委託事業者も3,000万円を出すと、このように我々に説明があったわけですが、事業主の観光協会というのはもうほとんど公共団体の位置づけの団体であります。町から毎年数千万円、五千万円、六千万円の補助金が入って運営をしている。そして町の職員、課長クラス2人がずっと理事として観光協会の役員の中に入っている。もうこれは公共団体と言っても過言ではないような団体であります。この団体、そういう公共団体に匹敵する観光協会が事業主となってやるわけでありましたから、当然町の公共の税金、公金、補助金も入る。もう入っているわけです。となりましたら、事業一般の民間業者が出す3,000万円も、当然ここの観光協会の1つの財布の中に入れて合わせて6,000万円という事業費を確定しなければならない性質であると、私は思うわけでありました。

これはせんだって町のOBの様々な経験をされた方の見識、私なんかでは比較にならない詳しい方何人かにもお聞きしましたら、それは溝口議員の言うとおりであると。観光協会という公的なところの団体が事業主になる。そこに町の税金である公金も出ると、それはちゃんと入っているわけでありました。それならば民間業者の出すという資金と合わせて6,000万円と町が言っているわけですから、当然事業主のところ一旦入れて、事業費として6,000万円を確定するというのが当たり前であると思うんですが、この3,000万円の確認というのは、観光協会の方に協会長にもお聞きしました。そういったことは私どもは一切聞いておりません。それならばこの3,000万円というのはどうなっているのかなど。我々議会には業者も出すと、出すのであれば協会に出すのが当たり前というように、私は入るんだなというふうに解釈をしていたわけでありましたが、観光協会にはそういったお金は入っておりません。このことについては、どうなるんですか。課長説明してください。

○議長

番外 観光課長 新田君

○番 外(観光課長)

その点につきましては、当初から協議を重ねていく中で、協定書にも記載をしてございますが、一般社団法人南紀白浜観光協会と事業者で締結している実証事業基本協定に基づいて支出を行ってございますので、事業者から観光協会にお金を入金するのではなく、観光協会から必要な事業費を支払う形と、協定上もなっております。

○議長

○11 番

私から言わせたらその協定が間違っているんですよ。町が補助金はちゃんと観光協会に入っている、協定ではそうなっていますと言いますから、観光協会というのは今申し上げましたように、公共団体と言ってもいい団体であり、そこが形上とはいえ事業主になるわけです。その事業主にお金を入れて総事業費を確定せんかったら、本当にその業者さんが、後で説明もあろうかと思えますけれども、工事費を自分のところで支出しているというような答弁があろうかと思うんですけれども、そんなの分からない話です。事業費が6,000万円であれば事業主の観光協会に入れてそこから支出をするというのが当たり前の進め方、それも公共的な団体なんですよ。その証しに町は、ちゃんと観光協会に3,000万円を振り込んでいるわけであります。

このことについて押し問答をしてもなんですから、こうなったらカレイドジャパンさんというのが自分のところで施工もできるからというようなことで、観光協会さんに対して、ここがやれば早くオープンをできるからどうかということ、最初から入札をせずにもうこれでも主導して、観光協会もそうですかという形でやったわけです。進めているわけであります。

このことについて総事業費をやはり確定をしなければならないと思うんですが、このことについて観光課としては、課長としてはどう思われますか。やはり、観光協会という公的な性格上、事業費を確定するのが当たり前と違うんですか。観光協会に町の税金も入っているんですよ。この事業を町が補助金まで出して委託をするんですよ。事業費を確定するというのは当たり前のことではないんですか。再度課長の見解を聞きたいと思いますが、どうですか。

○議 長

番 外 観光課長 新田君

○番 外（観光課長）

当然、今おっしゃられるように、事業費については当初の見込みとしてご説明をさせていただいたとおりの事業費であるということで解釈をしてございます。

○議 長

11番 溝口君

○11 番

そのように解釈をしても形上整っていないわけです。これ町の税金も入っているんですよ、公金も入っている事業です。事業主も、もう公共的な団体が事業主なんですよ。そこに町の税金も入る、民間事業者も出すというやつ、それを確認できていない。最初に財布の中に入れるべき、そうでないと確定できないじゃないですか。町が我々に6,000万円の事業費ですと、3,000万円が入っているのは分かる、こっちの3,000万円は入っていない。どうなっているんですかという話です。

後でまた出てまいります、そして、次に行きますが、今申し上げましたように、町が観光協会に対して3,000万円の補助金を出して事業主になってもらって進めてきたこの事業の中身を、どう考えても極力議会には報告せんこうと、知られないようにしてきたのかと思えません。行政としての姿勢が本当に間違っているなど、私は思っているわけでありま

す。

先ほど申し上げましたように、この白良浜のビーチカフェ事業については、昨年の6月3日に全員協議会で1回目の一連の説明がございました。しかしここに私が今持っているのは、白浜町と観光協会との間で交わされました協定書、そして、観光協会と事業委託を受けたカレイドジャパンとの間で交わされた協定書、この協定書も町が作成をしてくれたと観光協会から聞いております。すなわち、町と観光協会、これは当然町と観光協会であります、観光協会とカレイドジャパン、事業委託業者の協定書も、これがそうですけれども、町が策定をしている。町が策定をしているということは、内容も町が全て把握をしているということ。この協定書には随契で発注をするということを明確に書かれておる。

行政として、先ほど申し上げましたように、こういった地方自治体から出す公金のあれを受けた外郭団体とはいえ受けたそういったあれについては、やはり公平性を担保するために入札、もしくは指名競争入札をするべきであると、地方自治法にも明確に書かれております。そのことにも抵触をしているのではないのかなと思うわけです。

そして私が一番驚いたのは、この協定書の日付であります、5月1日に協定書が締結をされている。我々の全員協議会で初めて聞いたのが6月の3日です。そのときに一言も町は議会に対して説明がなかった。5月1日に白浜町と観光協会、観光協会と事業を受けていただいていたカレイドジャパン、東京の業者さんとの間で、5月1日にもう協定書が交わされているんですよ。我々はそのときの議会には、これからこういう形で進めてまいりたいという報告があったんですが、その1か月前にもう協定書が締結されているんですよ。なぜこのことを説明がなかったのか。

議会軽視も甚だしいなと。こんなことは今まで、私も平成18年に当選をさせていただいてから町からこういった形の報告がなかったのは初めてであります。これは意図的に隠して議会に報告をしなかったとしか考えられない。

そこで、言いましたように、協定書であります、5月1日に出されておる。そのまだ半月、1週間、10日前には、先ほど申し上げました事業者さんからの見積書、これも私は初めて見ました。これはある方が情報開示請求を出して手に入れました。これも私が見たのは初めてです。2025年、去年の4月25日付で、カレイドジャパンから南紀白浜観光協会宛てに消費税込みの6,600万円の見積りが出ております。先ほども課長答弁にありましたが、この見積りの金額をもって総事業費が6,000万円である、そのように説明をされてきたのかなと。このとき4月25日にもう出されておる。こんな見積書の話なんて一切議会には報告がない。

こういったことで、今の町の進め方、議会として議員として、やはり信用、信頼するわけにはいかないと、私から言わせたら根本から関係を崩しているのは当局側の皆さんですよ。我々はこういった事業についての提案権も何もないんです。当局からこういったあれについては、事業をこうしたい、こうやと最初の説明を受けた1か月前にはもう協定書が締結されておるんです。こんなこと今まで経験したことがない。行政の進め方としてはおかしい。議会軽視ももってのほかです。こういう形で進めてきたわけであります。

次に行きますよ。

地方自治体や外郭団体の契約も、今、私が申し上げましたように基本的には一般競争入札、そしてまた指名競争入札、随契のこともあるわけですが、随契については例外扱いになって

いるわけであります。法律や自治体の要綱で認められている場合に限定をして使うことになっているんです。先ほど言ったように、緊急で時間がない、金額が小さい、その業務というか、特殊な技術をもってこの業者でしかできない、施工することができない、こういった場合である限りは限られておると。普通に判断をして、観光協会には入札に関するノウハウが全くないわけです。それは役員になって集まっているわけですから、その中からいろんな役職を決められるわけですから、そんな建設に対するノウハウがない。であるから町は補助金の適正執行を確保する観点から、町がやはり一定程度、支援とコントロールを行う必要がある。これもちょうと地方自治法の中で説明の中で載っております。こういった事例については、町が一定程度やはり観光協会に対して、こうするんですよ、ああするんですよと助言をしなければならないと、こうなっておるわけであります。ですからその中で、町が助言じゃなしに、随意契約のこの業者、東京の業者さんが一定の今までの実績があつて、こういうので施工もできるんですよと、もうここに皆やってもらえるからということで、観光協会に勧めたわけです。

私は観光協会長にもお聞きをしました。「そうですか」と聞いたら、「そうです」と。我々は全くの素人なので町のほうからこういった形で説明があつて、それで協定書を締結したと、観光協会長からも直接私はお話を聞いております。

それを今回は、町がこの白良浜ビーチカフェ事業全般を、カレイドジャパン株式会社が随意契約ができるように、当初からもうこの業者ありきで進めてきているわけです。明白になった。協定書にもそう載っているんですから、我々に説明する1か月前にはもう締結しているんですよ。全員協議会で話を、これからこの事業を進めていくんですよという1か月前に、もう協定書を締結しているんですよ。それが一切町から議会にも報告がない。どうなったのかと、これを聞いて怒らない議員はおらんと思うんです。どうなっているんだと。今からでも説明してもらいたいぐらい。

そして何度もくどいようですが、協定書については全て町が作成をしているんですよ。観光協会とカレイドジャパンの協定書も、町が、これは当事者と違うと町は言いたいと思いますが、私は言っておきますけれども、町が策定をしているということは、町が全て内容も把握をしているということなんですよ。この町の姿勢については、当然信用はどうなっているんだという形であります。

そして適切に指導しなければならないとありますが、これ、地方自治法にも抵触することになると私はと思いますが、ここら辺、町の認識はどうなんですか。こういった随意契約の町が誘導したような、先導したような進め方、これは地方自治法にも載っておりますが、地方自治法の何条まで言いますから待ってください。地方自治法にも私は抵触すると思うんですが、ここで町の見解はどうですか。課長としてはどんな感じで思われていますか。

○議 長
番 外 観光課長 新田君

○番 外（観光課長）

これについては、言われるように、単に建築事業の発注等ではないものでございますので、我々としましては、特に問題のないものと認識をして事業を進めてございます。

○議 長
11番 溝口君

○ 1 1 番

問題はないと。ここに地方自治法第197条※等に明らかに抵触すると、いろいろと参考資料とか見ましたら、明らかに抵触しますよと。これをまた後で一遍見てください。町は一般的な解釈から言いましたら町は抵触していますよ。

【※令和8年第2回定例会（第5号）P3に関連記載あり】

それでは、次、進めてまいります。

そして次に、町が観光協会に対して建設費に3,000万円の補助金を出しているわけですが、町は6,000万円の総事業費の半分の3,000万円を観光協会に補助金として出しますと、議会にも報告がありました。その6,000万円の事業費に当たる建設費の見積書が、先ほどから申しておりますように6,000万円の見積書があります。そしてカレイドジャパン株式会社から観光協会には、先ほどから言っていますが、見積書が2025年4月25日に提出をされています。このことも全員協議会では一切説明がされてなかったわけであります。

この白良浜ビーチカフェ事業を進める上で、議会に説明したらやはり都合が悪くなると町が判断をして、議会に報告しなかったのではないのかなと、そのように思っているわけであります。

そしてこの補助金を出す根拠になる6,000万円の建設費の整合性、すなわちこの6,000万円の建設費の見積書が適正な価格であるのかどうかと、そのように私は思うわけですが、この検証は、普通本来役場で検証をするのであれば建設課が担当するのではないのかなと、そのように思いまして、先日来、建設課長にお伺いをしました。このカフェ事業の見積書の設計施工の6,000万円の見積書について建設課で検証されたんですかと。役場で検証ができるのが、やはり専門の建設課であります、建設課長にお聞きをしました。建設課長の話は、「そんなの私どもでは建設課では扱っておりません。知りません」と、そのような答弁でありました。

それだったら、一体この見積書の単価チェックというか、適正な見積りでこれが事業費のもとになっていると課長は答弁されているんです。それならばこの建設のこの見積書、一体どの課がどなたがこの6,000万円の見積書が適正な価格での見積書であるのかというのは、どなたが役場の中でチェックされたんですか。この事業費の確定をして町は事業費の半分を補助金として観光協会に出すという一連の流れなんですよ。この事業費がよしんば適切な価格でない、例えば4,000万円のできる、3,000万円のできるとなったら、町の補助金はその事業費の半分やから4,000万円が適切であるなど、適切な価格やということで業者との折衝をして4,000万円に決まれば、町の補助金は2,000万円になるんですよ。町は半分を出すということです。半分の3,000万円になったら、町が出す事業費は1,500万円の補助金になるんですよ。しかし現実には、町は3,000万円の補助金を出しているというのが、6,000万円が適切な見積書であると判断をして3,000万円を出しているわけです。

ここら辺について聞きますが、どなたがチェックをされたんですか。観光課が所管でありますから、お聞きをいたします。

○ 議 長

番 外 観光課長 新田君

○番 外（観光課長）

今回の件はあくまでも補助金ということでございますので、補助金要綱に基づき、補助対象になる項目であるかなどの審査を行うものでございます。したがって、全ての補助金について個別単価のチェックは行うものではございません。ただ、補助金でございますので、補助事業完了後は実績の報告等を提出いただき、申請のとおり支出がされているのかどうかについてチェックをして、補助金の額を確定させていただいてございます。

また、先ほどの地方自治法に抵触するということでございますけれども、我々としましては、地方自治法の規定の中で第234条売買、貸借、請負その他の契約は、おっしゃるとおり一般競争入札、指名競争入札、随意契約またはせり売りの方法で締結するものと規定をされてございます。ただ、この今回の契約につきましては、地方自治体が締結する契約に適用されるものであり、観光協会が締結する協定については、直接適用はされないというふうに理解をしてございます。

○議 長

11番 溝口君

○11 番

今、観光課長から答弁がありました。そうですね。観光課としましたら、補助金申請にのっとして審査をしたと。そうだと思います。書類審査をしたんです。私も補助金要綱が今ここにもありますが、観光課の補助金要綱もせんだっていただきました。そしてまたその上の町の補助金規則というんですか、あれも見て、事業計画書、あといろんな書類を添付すると。その書類もこの見積書もその中に多分入っておったんだと思います。それと一連のいろんな書類は審査をしたと、それはされたと思います。

それで交付決定を出されたと思いますが、それでは今から言っていますように、それでは今の答弁では、見積書の単価チェックはしていないんじゃないですかと。そうだと思いますが、見積書の単価チェックは、観光課ではできないわけだから、それはしていないわけですね。観光課長どうですか。

○議 長

番 外 観光課長 新田君

○番 外（観光課長）

先ほどもお答えさせていただいたとおり、全ての補助金に対して単価チェックというものは基本的には行ってございません。

○議 長

11番 溝口君

○11 番

単価チェックはしていないと。事業費を確定する。一体この事業費のあれが、どんな事業でも、今日傍聴にお越しの皆さんでも、事業をやられている方からしたら、家のちょっと直すのだったら必ず業者さんから見積書が来ると言うんです。この見積書は何か高くふっかけられていないのかから始まってどうかとか、いろいろそれで違う業者さんからも相見積りとかいろいろ取られると思うんです。この事業費の書類は確かに申請で、書類のチェックは観光課としたらちゃんとやられているんですよ。ただしこの6,000万円の事業費については、適正かどうかのチェックはしていないということを、今、課長がおっしゃいました。

こういったチェックはしていないと。このチェックが合っているかどうかで、町の補助金が変わってくるんです。町は事業費の半分を出すと言っているんですから。事実半分を出しているんです。適切な申請で、一定整っている。

しかし、整っていないのはこの6,000万円の見積りが適正な価格での見積書かどうかということでもあります。これはやっていないんですと言っている。補助金なんかそんなチェックの項目は載っていないと言っていますけど、これ、行政としてこんなものやらないで、業者さんからこの補助金要綱にのっとってこの事業費は概算、この見積書ですと来て、素通りで、まあ言うたら、書式さえ整っていたらそれで町はオーケーをして出しているんです。ということになるんですよ。

行政としてはおかしいでは済まない話に、私はなっていくのと違うかなと思うわけです。こんな行政の進め方、補助金の決定の仕方なんか、今初めて聞きました。当然チェックはするものやと、当たり前の話です。町の公金、税金を出すんですよ、この事業費の半分は税金を出すんですよ。その事業費になるチェックを、町、行政自体がせずに書式の書類だけ整ったらそれで審査をして皆、整っておると、それで交付決定をして出したと。_____

※

【※令和8年第2回定例会（第5号）P3に関連記載あり】

そこからでありますけれども、チェックをしていないということでもありますから、そこで、私はある方がこの6,000万円の建設費の見積書を、ちゃんと生業としてやられている建設会社2社にチェックをしてもらったと、そのように聞きましたので、その業者の方にもお会いをいたしました。建設会社の社長にお会いをさせていただきました。そして建設会社の2社の回答は、これを聞いて私もびっくりしました。どんなに多く見積もっても3,000万円もあれば絶対建設ができますよ、との回答を聞きました。1社だったらどうかと、私にしたらあれだから2社に聞いたら、2社とも同じ回答。3,000万円もあれば建設ができますよと。私はこのことを聞いてほんまにびっくりしました。

こうでありましたら、もし3,000万円であったとしたら、町が観光協会に出す補助金は1,500万円になるんですよ。町は事業費の半分を出すと。6,000万円の書式、見積書、ほかの事業添付書、全て整っておるといので交付決定をして3,000万円を、6,000万円の半分の3,000万円を支出している。チェックはしていないと、単価チェックはしていないと。単価チェックをしていないというのは、すなわちこの事業費が6,000万円が行政として妥当であるかどうかのチェックをしていないということなんですよ。それで、私の知っている方は、2社の建設会社から聞いたら、「3,000万円もあればできますよ」との回答であったわけではありますが、これはもう3,000万円を町が出せるように6,000万円の事業費として、建設費の見積書チェックをせずに済ませようと。それが3,000万円を当初から出すと、当然我々議会にも最初から6,000万円の事業費になるので半分の3,000万円を出すと、そのような説明で、6月3日の議会にも当初からその説明だった。

そのとき私は不思議に思わなかったんですが、後でちょっと大分たってから、なぜ最初から6,000万円というのが我々に出てきたのか。その6,000万円の根拠というのは、これの東京の業者さんが観光協会に出した見積書を基に我々議会に説明をしているわけです。この半分の3,000万円を補助金として出しますよと。話のつながりからして判断をした

ら、こういう一連の、意図的に進めてきたとしか思えない。いや、違うとはおっしゃりたいと思いますが、これを聞いて調べた私からしたら、これは一連でずっとつながっている話です。

それで、ここからです。私が今、溝口がある方から聞いた建設会社2社の見積り、そっちが間違っているのと違いますかと、当局は多分おっしゃりたいと思います。私も議会のこういった傍聴者の皆さんが多い中で、私はここまで言っている。この見積書、設計図書一覧、外部に委託して検査してもらうべきと違うんですか。もう一度精査を、これ今、精査チェック、適正かどうか精査をせずに、皆さん、担当課長は決裁権100万円しかないんですよ。ひな壇に並んでいる課長さん、そうでしょう。課長の決裁権は100万円しかないんですよ。そこから上は副町長、町長の決裁にいつているわけです。

これは当然、こういった補助金の要綱にのっとって、添付書類がちゃんと整っておると、見積書もちゃんと整えておると。ただしこの見積書について適正かどうかをチェックしていない。しかし様式として整っておるといので、副町長、町長も決裁をされておる。されておるから補助金3,000万円が出ているわけです。

このことについてはやはり、ここまで私が申し上げているのでありますから、チェックをしていないのはもう明白じゃなしに、していないと今そういうふうに言われている。だから、申請書類の様式さえちゃんと整って、それで判断をしたと。見積書が適正かどうかはチェックをしておりますと、そして決裁をして3,000万円の公金、町の税金を投入しているということでもあります。

ここはやはり今日は多くの傍聴者の方もお見えになってお聞きをさせていただいておりますが、この6,000万円の見積りが去年の4月25日に提出されております。これが1年前の建設単価がどうかこうかとやっとなって、正確にやっぱり6,000万円要るのかなとか、ひょっとしたら、私が今紹介をしました違う建設会社2社の方は3,000万円もあればできますよと、私も直接聞きました。この見積書ですけれども「できるんですか」と言ったら、「設計のグレード、内装のグレードによって若干違いますが、どう多く見積もって安全に安全を見ても3,000万円もあればできますよ」と、2社が言っているんです。2社が。それで町は、これをチェックしていないんですよ。町は言いようがない。

だから、今からでも、外部の設計事務所であるとかそういった専門の業者の方に、この設計図書とか見積りの単価、外部委託をして検証をすべきであるというより、しなければ町として具合が悪くなってくるの違うんですか。これ投入しているのは税金ですよ。

ここら辺について、町として外部委託をして検証せんと、このまま、我々はちゃんと適正にやっています。書類上の形上は適正にやっているんですよ、それはやっていると思いますよ。肝腎の事業費のチェック、適正かどうかはやっていない。課長は職責にのっとって起案をして、課長が決裁権は100万円しかないわけです。あとは上部の副町長、町長が決裁権者として決裁をしていると。でありますから、再度、これは町として検証しなければならぬのではないんですか。多分このまま、いや、適正であるあるで押し通しましたら、住民の方、住民団体の方から様々な動きが出てくるんじゃないんですか。住民監査請求もされるおそれは十分あるでしょう。また、司法のほうにも告発、そういったことも考えられるのと違うんですか。それでこれをせずに、もう公式なこの一般質問で私もせずに、済まされないのと違うんですか。担当課、観光課としてどうお考えですか。課長として、課長は起案者で決

裁権はないのは重々分かっている。課長は職責にのっとって、これの補助金申請にのっとって、書式にのっとって審査をしたのだと思うんですが、どうですか。

○議 長

番 外 観光課長 新田君

○番 外（観光課長）

その6, 000万円のことはなんですけれども、当然ほかの方がどのようなお見積りをされているのか、私は存じ上げないところなんですけれども、当時、やはり2か月、3か月弱で建物を建てて、当然デザインであるとか町の思いというのを具現化してやっていくという中で、大変、本来ではあり得ないようなタイトなスケジュールで事業を施行していくという中で出てきて、そこまで打合せをして出てきている見積書という形になっておりますので、それについては、担当課としましては適切だと考えております。また、先ほども少しお答えさせていただきましたけれども、補助金の実績報告であるとかという、また、これについては実証実験事業でありますので、当初このような形で設定した事業費について、そのとおり適切に支出はされているのか等については、確認を行っておるところでございますので、あくまでも適正であると考えてございます。

○議 長

11番 溝口君

○11 番

担当課長としては、そういった答弁しかできないというのはよく分かります。もう課長は職責にのっとって、補助金要綱の申請にのっとってちゃんと適切に審査をし、そして交付決定、これは課長の決裁ちゃいますよ、上が決裁をしたと。もう当然そうであろうと課長の答弁はそうであろうと。

しかし現実的には、今日も後ろで傍聴、お聞きになっていただいている住民の皆さんからすれば、町が行政が補助金を出す、その金額を決定する一番重要な事業費のチェック、様式だけ見積書だけ出ても、それで事業費としての見積書が出ている、違う計画書もあると、それだけで決定をして補助金を出すと、そんなの聞いておられて、そんなことほんまに行政としてするのかというように多分お聞きになっているかと思います。

町は、日頃はいつも、いろんな補助金の申請を受けても、事業計画はどうなっているか、採算性はどうか、この価格がこの事業については内容は適正かどうかを、重々検査をした上で町が決定をして、補助金を出しているんですよ。町の発案とは言いませんが、町長が言ったように、この白良浜への思いですから町が発案したようなものです。その事業については、肝腎の補助金の決める金額についての事業費は、審査せずに決定し、整合性があるかどうかをしてないんです。これしていると言いたいところやけれどしてないんです。それは今もう、課長の答弁であったわけです。それはやっておりませんと。やらずして何でこの3, 000万円の根拠を、町として出して補助金が適正な金額かどうか、場合によっては補助金の返還請求とかそこら辺も住民団体から起こされると、私はとんでもないことになっていくと思いますよ。

課長としたら、担当課としたらやはり適正に進めたとしか答弁のしようがないと思いますけれども、これは今後の、今ここで再度第三者に委託をしてというような答弁が聞けるのかなと思いましたが、やっぱりそれは適正であると、適正に進めて判断をしたと。しかし適正

でない、チェックもできていなかった一番の大もとのこともあるというのも分かったわけですから、これについては、また私は議会として、議会の中で、これはやはり、強制的なあれについてはどうかと。百条委員会もございます。そんなのが立ち上げられることができるのかどうかも、また同僚の議員の皆さんとも協議をして、また局長にもお話をしたりとか、また一般の方からもそういったいろいろな動きがあろうかと思うわけであります。このことにつきましては、あと残りの質問の時間もございますので、これはこれで終わったということです。

そしてまた、もう一度言いますが、冒頭に申し上げましたように、肝煎りでこの業者さんが、今までの実績があるから受けておると。この業者さんについてはもう撤退をすると。そしてまた、大阪の岬町というところからいろんな一連の事業について、町から訴訟を起こされている。2, 500万円の損害賠償を、今この東京の業者さんは請求をされております。これはインターネットを見たら載っております。私はある方から教えていただきました。ほんまやなと思って。この業者の後、どういうふうになるか。実証実験ですけれども、1年で頓挫したわけでありますから、私はもう1年でこの事業をやめたらええと思う。_____

※ この業者を、推薦をして、随契までして、肝煎りで決められたんでしょう。それが1年もたたずして撤退するという事になっているんです。 【※令和8年第2回定例会（第5号）P3に関連記載あり】

もうあかん。この事業は実証実験として3年で結果を出すと言ったが、事業を撤退すると言っているんですから、1年で結果が出たわけです。そこら辺も今後また、9月議会、そしてまた9月には決算委員会もあります。そこでもまた、町の考えをただしていきたいなど、お聞きをしたいなと思います。

議長それでは、後の質問もございますので、この白良浜ビーチカフェ事業については、これで終わりたいと思います。

○議長

以上で、白良浜利便増進施設整備実証実験事業（白良浜ビーチカフェ事業）についての質問は終わりました。

次に、町長の政治姿勢についての質問を許可します。

11番 溝口君

○11番

それでは、2点目の質問事項であります。町長の政治姿勢についての一般質問に入ってまいりたいと思います。当初30分ぐらいかかるかなと思っておりましたので、あと残り時間が私は25分となっておりますので、ところどころ飛ばして要約して一まとめにしてお聞きする場合もあるかも分かりませんので、よろしく、発言される課長におかれましては申し訳ないですけれども、よろしくお願いいたします。

それでは、参ります。

先ほど、まず質問の中で1点目になりますが、首長の集まりであります。西牟婁郡には首長の集まりであります西牟婁郡の町村会という会がございます。今の西牟婁郡は3つであります。平成の大合併において、もともと従来でありましたら、中辺路町、大塔村、上富田町、白浜町、日置川町、すさみ町、そして串本町まで入っての全ての7か町村での西牟婁郡でありましたが、平成の合併の以後、大塔、中辺路町は田辺市になる。串本町が東牟婁に行く。

そうになりました西牟婁では、上富田町、白浜町、そして日置川町と合併をして、白浜町は1つの町になりましたので、上富田、白浜、すさみのこの3町になったわけであります。この郡の町村会の事務局は西牟婁郡の振興局の中にございます。そしてまた、西牟婁郡の議長の事務局もずっと兼ねていただいております。当然議長会としましては分担金を提出しております。

そういったところで郡の町村会の事務局で年間何回ぐらいのそういった集まりというか、首長さんの会合があるんですかとお聞きをしましたら、年間ざっと四、五回開催されておりますと。そしてこの会合の目的としましては、和歌山県では首長会や町村会は、それぞれの首長が集まって広域的な議題を協議しておりますと。そしてまた、国や県への要望を一まとめに郡単位であるとかそういった形でまとめて、要望を国や県にしておりますと。集めておると。そして西牟婁郡町村会も、先ほどの説明のとおり、上富田、白浜、すさみ町が一緒になりまして、防災や医療や観光や、そしてまた災害が起こると言われておりますけれども、そういった東南海の地震において津波が発生したりとかいろいろな災害について、お互いの町がこうなった場合はこう助け合いをしようと、そういった住民の生命財産にも関わる、そういったことについても共通の課題を持って話をして取り組んでおると、このように聞いておるわけでありますが、この西牟婁郡の町村会を白浜町は脱退をしたと、そのように聞いたわけであります。

それで、お伺いをしました。これはいつ脱退をしたんですかと郡の町村会の事務局にお聞きしましたら、郡の町村会には、西牟婁郡の返還を請求してきたときのたしか昨年の5月19日付というような回答がございました。それをもって白浜町は郡の町村会を脱退したというふうに捉えておるということであります。

まず、このことは事実であろうかなと思うわけでありますが、次に一緒にまとめていきますが、ここからが一番大事になってくるんですが、西牟婁郡の町村会を脱退し、それを町長は、例えば課長会であるとか、町の中でどのような会で西牟婁郡の町村会をこういう理由で脱退をしたよと、そんな報告があったんですか。当然、我々議会には何の報告もないわけですが、まず役場内でどのような報告があったのかどうか、そこら辺を担当課にお聞きをしますが、どうですか。

○議 長

溝口君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番 外 町長 大江君

○番 外（町 長）

質問の前段の一番肝腎な部分ですから私から答弁します。脱退しています。

どういうお話を、先ほどから議員はいろんな印象操作と取れるような質問の仕方をされておられますけれども、今日は特に珍しく町民の皆さんが傍聴に来ていただいておりますから、しっかり私からも誤解のないように答弁をしたいと思います。

この西牟婁郡の町村会というのは任意の団体であります。実は2年前に町長にならせていただきましたから、町村会に入っておりますからやってきたわけですけど、実は昨年岸本知事が亡くなられたときに、町村会の会長選挙がありました。今の岡本章さんの任期が来て、じゃあ、どうしようかという、岸本知事が亡くなられてごたごたしているときに、すさみの町長が、次は私が会長になるんだということをあちらこちらで言って回られたということの

中で、県の町村会の中でそれぞれの郡の町村会がどうするのかということの意見の聴取をするということがあって、県の町村会でそれをやった。当時、西牟婁郡の町村会長というのは上富田の町長でした。その場で、その場というのは、要は県の町村会の役員会の中で、上富田の町長が西牟婁はすさみの町長で決まりましたなんて、こんなおかしいことを言ったんです。私はそんなこと一度も相談を受けたこともない。そもそもこの郡の町村会というのは、皆さん、今申し上げましたように任意の団体なんです。法律で、県の町村会のようにしっかりと義務づけられたような会ではないんです。早く言えば仲よしグループ、仲よし団体です。

実は私は、その脱退を決意するまでに、この西牟婁郡の町村会の分担金というものに大変疑問を感じていました。今日ははっきり申し上げますけれども、今日までこれ、仲よし会です。普通皆さん、広域でゴミをやるとかし尿をやるとか、こういうことはお互い法律で決められた中で、この分担金は、まずは人口割、白浜の我々が多いですね。それで次は財政割、最後に均等割というものが来て、お互いがこれだけは平等にパーセントは払いましょうねという、これは今言うように、お互いが広域の中でやっていくということに関して、法律で認められたようなものは、これは当然やらなければいけないんです。

ただ私がおかしかったのは、この任意の団体であるのに人口割、財政割、均等割となっているんですね。白浜町が今まで499万8,000円払っているんです。上富田は347万5,000円なんです。すさみ町に至っては271万9,000円なんです。

何でこんな金額の差が出るんですか。自分たちの任意の団体であるのだったら均等割でいいんじゃないんですか。何でそこに人口割だとか財政割をもって、我々の町が先ほどから税金税金と言われてますけれども、そんな大事な税金の使い方を、何でこんなおかしい使い方をしているのかということは、私は大変おかしく思ってきたわけでありました。

その中で税金がどんな形で、1,000万円近いお金がどんな形で使われているかといえ、県の天下り先の職員を見ているんです。県の職員を退職した人の人件費、そしてもう1人女性の人件費。

こういう使われ方をして、私は知事にも言いました。何で我々のようなこんな市町が、県を退職した人の天下り先で面倒まで見なければいけないのかということ、私ははっきり宮崎知事にも言った。皆さんおかしいと思いませんか。

私はやっぱりそういうことも含めて、何も相談をかけられない我が町が、何でそんなに我々が泣きながらついていかなければいけないんですか。私は任意の団体ということの捉え方、そして今申し上げた、我々の税金の出し方、議員が盛んに税金税金と、やっぱり税金は大事ですよ。しっかりと払っていかなければ、払ってもらわなければいけないわけですよ。ですから、私はそういうような中で、脱退をさせていただきました。ただ、脱退をしたからといって、我々の行政に迷惑をかけたことはありません。県にも国にもしっかりと仕事をさせていただいております。

○議 長

11番 溝口君

○11 番

質問に対する答弁にはまだ答えてはいただいて、役場の中でどういう中で脱退をしたと、報告がされたのかどうか、まずその1点であります。そこらは課長、どうですか。

○議 長

番 外 町長公室長 玉置君

○番 外（町長公室長）

今のご質問ですけれども、特に役場の中というところにおきましては、やはり任意団体でございまして、各協議会というの、また各種団体というところにおきましては、数多くございます。その部分に関して脱退であるとかまた設立であるとかというものを、特段、課長会等でもするものではございませんので、この件に関しても特にしておりません。

○議 長

11番 溝口君

○11 番

要は町長が、今説明を聞きましたが、そういったことについて町の課長会でも報告をしていないとそういうことですね。報告がされていないということです。当然、我々議会にもそういったこういう理由で脱退しましたよと、報告がない。それで任意の団体というのはよく分かってます。よく分かっていますが、この任意の団体で町長がいみじくも言いましたが、分担金約500万円弱を予算化して議会で一応承認をしているわけです。8月1日に、今回、花火とかいろいろな催物があります。 _____

※

今回この町の西牟婁郡の分担金、これは議会議決で議会が承認しているんです。議会が承認しているのでありますから、議会にこういう理由であると、町長の思いが我々に届く、届かないは別として、議会のほうで議決を経て分担金は議会の承認を得ているわけですから、議会に報告するのが当たり前であるかなと。 _____ ※

議会は予算を承認しているんです。承認をしているから当然報告するのが当たり前と違うんですかと、そのような論法になるわけですが、これは時間がもうなくなってくるので、いいです。

【※令和8年第2回定例会（第5号）P3に関連記載あり】

それでまた、郡の方針を町村会を抜けるということは、隣近所の上富田町、すさみ町との間において先ほど冒頭に申し上げましたように、防災であるとか、特に今言われた防災、震災が起こったときのお互いの町の助け合いの場合、上富田町と西隣のすさみ町との郡の脱退をして、またそれでどうなる、ああなるで、そこら辺の協議というか、連携は取れなくなってくるのと違うんですか。基本的に簡単な素朴な疑問から思いましたが、やはり住民生活にもこれ直結してくる。町の方針が変わるということで、広域の連携を脱退するということは、変わると。いや、それぞれの、まだ国とか県とかで協議できますから変わりませんよと言いますが、隣同士の町との間での連携を断ち切るということは、やはり影響が少なからず出てきます。全く影響はないということはない。

後に言います大辺路衛生組合、富田川治水組合なんかもそうです。隣町との中で大辺路衛生組合議会は、旧の日置川町のし尿とすさみ町のし尿を2町で処理をする施設を運営しているわけです。すさみ町であるわけです。これこんなところの事業にも、脱退はするわ、この事業は住民生活にあれやからよろしく願いますわ。しかしその会議にも出席を一度もさ

れていない。言いますが、大辺路衛生施設組合においては、最初の1回目の会議のときには町長もいきなり無断で出席をしてなかった。代わりに2回目から副町長が出席をされておりますが、最初の議会のときには白浜町として、首長である町長も出席していない代わりに、今まで行かれている副町長も出席をしていない。白浜町から出席したのは我々議会議員の私と、その当時の廣畑副議長と松田議員が、総務文教厚生常任委員長が委員を務めることになっておりますので、議会から3人行っただけであります。すさみ町の議長は白浜町はどないになっているのかと、怒っていました。なぜ首長が来ていないのだと。それ以後の大辺路衛生組合には、町長は一度も出席をされておられません。2回目からは副町長が代わりに出ておりますが、これは年間3回ほど会議がありますから、合わせて6回になります。この議会の中で、管理者、そしてまた白浜町は副管理者になります。それで管理者、副管理者の意見を求められたときに、代わりに副町長が参加をして出席をしておりますが、副町長は副管理者の代理という形の正式な位置づけではなくして、白浜町の副管理者としての発言はできません。ということはただ会議に代わりにただ出ているというだけの位置づけなんです。これは我が町の生活環境課が担当になります。すさみ町でも確認をしました。ただ会議に出てきているだけだと、副管理者としての代わりの発言にはなりませんと、このような状態になっているわけです。

これはし尿処理場の運営に関する組合の議会ですよ。旧の日置川町住民の皆さんと、すさみ町住民の皆さんのし尿処理場を運営する、そういった大事な、それこそ町民生活に密着した最重要の課題ですよ。白浜町にも富田川衛生施設組合があります。平間にありますし尿処理場、これを建設するときに大変もめました。平間区の住民の皆さんにも、断腸のいろいろな思いの上で、受入れを表明していただいて、今日まで至っているわけです。白浜町は管理者でありますから、白浜町長が管理者であります。上富田町、あと田辺市が副管理者として会議に出席されている。こういった施設の運営にも、広域のそういった連携のもし絆が薄くなったときに、影響がないんですかといった、住民生活に直結している、そういった会議に1回も出席をされていない。

時間がないので併せて申しましたら、上富田町には、先ほど申しましたように、富田川治水組合としてのこちらの事務局となった上富田町長が管理者であります。田辺市の真砂市長が参与という役職で就かれております。白浜町長も参与という役職であります。副管理者は上富田の副町長が副管理者としてなっております。こちらの富田川治水組合の前身は、昭和25年か26年に発足をされたんですよ。物すごい古い。その目的は何か。当時、富田川は河床がすごく高くて、一たび大雨が降ったら大変な水害、そういった河床整備であるとかそういった災害について、最初は9つか11の村で結成をして、今現在に至っておるわけがあります。こういった治水を守る会合にも、町長は1回しか出席していない。あとは2回目から副町長が出席。これは公務であります。こういった議会の日程を決定するのには、住民の傍聴者の皆さんよく聞いておいてくださいよ。各市町の首長の日程を事務局は確認するんです。3月だったらいいよこの会議があるので2か月ぐらい前に、白浜町の町長の日程はどうなっていますか、田辺市長の日程はどうなっていますか、自分のところでそれで聞いてこの日は入っていませんねということで、決定をする。決定をしたら、それが最優先のこれ公務になる。公務ですよ。この公務を上回る公務なんていうのはないんです。欠席しているのはほかの理由があって、ほかの会議がどうか知りませんが、事情ができた、そういうよう

なご説明かなと思うんですけど、公務でこれを上回る公務はないんです。先に聞いて、各市町の皆さんの忙しい首長の日程を確認した上で調節して決めて、それから通知を出しているんです。その構成する議員については、もう論外です。はい、この日に決定しましたから来てくださいと。首長はやはり忙しいので日程を見てそれで決定をしているんです。私からしたら、その後、意図的に日程を入れて、副町長として代わりに来てもらっているとしか考えられない。当然白浜町としての責務というか、職責というか、ほかの市町の方から見たら、どんな感じで思われているのかなと。そういうふうに思うわけであります。

そして、上富田の富田川治水組合においては、報酬も出ているんですよ。参与という報酬で年間3回ありましたら、正規だったら4万5,000円がたしか出ていると思います。大江町長については、令和6年度の場合でしたら四万一千幾らだったと思うんです。2年目の令和7年から令和8年3月31日までは4万5,000円が支給されておる。合わせて8万6,000円の参与としての報酬が出ているわけです。その報酬を受け取っておいて、1回しか会議で出ていない。これは首長としての責務です。職務であって職責です。それを代わりに副町長が行っているからええやないかと。しかし、富田川治水の役割というのは、皆さん、住民生活に直結しているんです。富田川治水が守られてこそその白浜町があるんです。我々、私のところの北富田は全て富田川の治水、水を農業用水として活用しています。特に私のところの保呂、内ノ川、平なんかは地下水をくみ上げている。これも治水が一たびおかしくなれば、これは全般にすぐ農業に対する大影響になる。東富田もそうです。平間地区もあそこのカーブのところから富田川の水をそのまま入れてそれを農業用水に使っているわけです。少し下がったところの栄区、中区、才野の一部も富田川の水を引いて、これを農業に使っている。富田川平野、全て富田川の治水が守られてこそその農業があるんですよ。そして人間が生きていくのに絶対なかったらあかん飲料水、これ平と栄に水源地があるんですよ。これも富田川の治水がちゃんと守られているからこそ、生活ができる飲料水が町に供給できているんですよ。この水がなかったら観光も何もないんですよ。飲料水は、何にもできないんですよ。それがこの富田川のほとりの平と栄に水源地があるんですよ。これも全て富田川の治水が守られているからこそその白浜町なんです。それを見守る治水組合の議会に1回しか来ていない。これは町長としての職責、職務を放棄しているとしか、私は思えない。

上富田町の職員の皆さんにも聞きました。中で何か言われていませんか。なぜか白浜の町長さんは来ないのかと、やっぱり言っているそうです。えらい申し訳ありませんでしたと私は謝っておきましたよ。こういうような形であります。

時間もあと2分ですが、この富田川治水組合の議会、令和8年度の最初の議会は、来月の7月の13日に開催されて、多分通知が来ています。この通知の7月13日の日程も、町長の日程を確認した上で、田辺市の市長の日程を確認した上で決定をして通知を出しているんですよ。この会議に出られるのかな、どうかなと、私も今回から富田川治水組合の議会の議員として行くことになっております。どうなるのかな、来られるのかなと、ほかの日程というのは、これが公務で傍聴者の皆さんに言っておきますけど、最優先の公務なんです。この公務をこうして、代わりに副町長が行っても、富田川治水は議会が始まる前に参与会という会議があるんですが、そこでは会議に出ても発言する権利は権限はないんですよ。ただ、やはり近隣の首長さん、市町村の手前、やはり白浜町から誰も行っていないのが、不都合かなということで、副町長が代わりに行かれているのかなと、そのように私は思うわけでありま

す。

やはりこういったことは、代わりに行ってもろうたらええのやろうと済む話ではないと。首長としての、これは富田川治水でありましたら参与、大辺路衛生組合でありましたら副管理者という、そういった職責、職務がある。これをやっぱり果たしていただかなければ、やはり白浜町としても具合が悪いのではないのかなと。それを構成する議会の議員としても、今申し上げているとおり、これは職責、職務を果たしていただきたいと、そのように申し上げまして、時間もいよいよあと10秒となつてまいりましたので、これで2点目の町長の政治姿勢についての質問を終わりたいと思います。議長、よろしくお願いします。

○議長 長

それでは、町長の政治姿勢についての質問を終わります。

以上をもって、溝口君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。

(休憩 11 時 24 分 再開 12 時 59 分)

○議長 長

再開します。

溝口議会運営委員長より報告をお願いします。

11番 議会運営委員長 溝口君（登壇）

○11 番

休憩中に議会運営委員会でご協議いただきましたことをご報告申し上げます。

本日は、2番 松田議員まで一般質問を行い、その後、散会することになりましたので、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、本定例会までに提出のあった陳情書等の取扱いにつきましては、タブレットに配布の請願文書表のとおり議会運営委員会に付託することになりましたので、併せてご報告を申し上げます。また、本定例会までに提出のございました陳情書等の取扱いにつきましては、議会運営委員会でご協議をいただきました結果、配布にとどめることになりましたので、ご了承のほど併せてお願いいたします。

以上で、報告を終わります。

○議長 長

委員長報告が終わりました。ご了承のほどお願いします。

引き続き、一般質問を行います。

通告順 2番、5番 鈴木君の一般質問を許可します。

鈴木君の質問は、一問一答方式です。通告質問時間は60分でございます。

質問事項は、1つとして、多文化共生社会について、2つとして、新たな防災気象情報とその運用について、3つとして、西牟婁郡町村会の脱退についてであります。

初めに、多文化共生社会についての質問を許可します。

5番 鈴木君（登壇）

○5 番

ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

まず、一般質問に先立ちまして、冒頭ご挨拶を申し上げます。このたび、多くの皆様方のご信任を賜り、初めてこの議場に立たせていただいております。私はおよそ2年前、8年務

めました国会議員秘書の職を辞し、加速度的に進む人口減少にあえぐ紀南地域の発展のため、豊富な観光資源と歴史を持つ、ここ白浜町が先頭に立ち、地域経済をリードしていく必要性を訴え、今議会でも上程される宿泊税の導入などを公約に掲げ、白浜町長選挙に挑戦をいたしました。あえなく落選の憂き目に遭うわけですが、当時1歳半に満たない息子を育てながら31歳で無職となった夫である私に対し、寄り添い続けてくれた妻をはじめ、親族、また、多くの皆様方のお支えがあり、先般行われました町議会議員選挙において初当選をさせていただきました。議場に立つ今、1票の重みと責任の大きさを改めて感じているところであり、今日に至るまで支えてくださった多くの方々に感謝をし、付託に応えられるよう懸命にその職責を果たしてまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速ですが、一般質問に移らせていただきます。

多文化共生社会についてということで、多文化共生社会とは、国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の構成員としてともに生きていく社会のことです。近年、少子高齢化や人口減少、若者の都市部への流出などから、地域経済の維持や担い手不足の解消が課題となっている中、白浜町におきましても、特に宿泊業や観光業、建設業や介護業界におきまして、人手不足などから、外国人労働者の受入れが徐々に拡大しております。また、とりわけ白浜町は、国内有数の観光地として、多くの外国人観光客が訪れるまちであり、県の報告によりますと、2025年に和歌山県内で宿泊した外国人が過去最高の71万3,562人に達し、その中で宿泊したエリア別で最も多かったのが、ここ白浜町の14万7,547人であったとのことで、地域経済を維持していく上で、外国人は重要な存在となってきております。今後もますます広がりが見込まれる中、単なる労働力や一過性のものとして捉えるのではなく、トラブルの回避や、よりよい地域の発展のため、町として多文化共生社会に向けしっかりと取り組んでいく必要があると考えます。

そこで、本町における外国人に対する取組として、以下の点、ご質問を幾つかさせていただきます。

まず、本町における外国人住民の現状についてであります。人数や国籍、また在留資格や就労状況について、当局の答弁を求めます。

○議長

鈴木君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外町長 大江君（登壇）

○番外（町長）

鈴木議員にお答えをしたいと思います。

まず冒頭に、この4月の選挙も含めて、2年前、個人的なことでありますけれども、お互い白浜町長選という立場の中で、いろいろ思いを町民に語らせていただきました。もちろん鈴木議員もそうでありました。今回縁あって、こうして議場を通して、またいろんな白浜のことをしっかりとお互いが意見を開陳しながら、できれば、同じ方向に向いていってもらえればありがたいな、そんなことを思いながら、2年前を思い出しながら、今、冒頭のご挨拶を聞かせていただきました。政治の世界というのは、私もエレベーターのように上がったりと下がったりと、そんな経験を積みさせていただいたんですけれども、今この年になりまして、やはり、人生無駄なものは何もないというそういう境地にも立たせていただく、そんな年齢

にもなりました。これから白浜町、あるいはまたふるさとを担っていただける、私は議員の1人であると思っております。どうか今後とも議事を通して、我々当局とも、いろいろとまた切磋琢磨しながらやらせていただけたらなというふうに思っております。

そこで質問に対するお答えでありますけれども、詳しいことは、また住民保健課長のほうから答弁をさせていただきたいと思っておりますけれども、まさに今、国際観光都市を目指している我がまち白浜であります。当然、この多文化共生社会というのは、もう既に我々の町は、よその町に先駆けて随分前から、そのような環境の中でできているというふうに思っております。現在、数値も後ほどありますけれども、631名の方が住民登録をしてくれまして、いろんな分野で今、彼らのあるいは彼女たちの力を借りながら、白浜町は成り立っているというふうに思っております。労働力不足の解消や、また人手不足の深刻な宿泊、観光業やあるいは介護、建設業、第1次産業、システムエンジニアなどの各般の分野にわたって、外国人労働者の方々が、日本全国はもとより、この白浜町もいろいろと助けていただいているところであります。

観光に特化をしましても、当町を訪れていただける外国人観光客は、今もありましたように、和歌山県では1番である14万人余り、前年度と比べまして約4万人、当町もインバウンドの方が増えているわけであります。

今後、こうした時代の流れをしっかりと見極めながら、議員のご指摘のありました問題点を、しっかりと我々も問題意識を持ちながらやっていきたいなど、こんなふうに思っております。

○議 長

番 外 住民保健課長 柴田君

○番 外（住民保健課長）

ただいま鈴木議員より、本町における外国人住民の現状につきまして、ご質問いただきました。

5月31日現在の状況は30か国551世帯、631人の外国籍の方が住民登録されております。これは本町の人口1万9,242人の3.2%に当たります。主な国籍とその人数ですが、ネパールが123人、ベトナムが115人、中国は102人、インドネシアが91人、ミャンマーが38人です。

在留資格の状況ですが、主なものとしまして、機械工学等の技術者や通訳、企業の語学教師などに当たる方が195人、宿泊業や農林水産業、介護などの特定産業分野での業務に従事する方が107人、在留外国人が扶養する配偶者や子が70人、技能実習生が67人、永住者が59人です。

就労状況につきましては、厚生労働省が外国人を雇用する事業所に対して届出を義務づけておりますが、当町としては把握しておりませんのでご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議 長

5番 鈴木君

○5 番

ありがとうございます。この数字を拝見しまして、全国の平均ですとか、ほかの自治体と比べて、高いのか低いのかというのはちょっと細かいところまでは分かってないんですけれ

ども、631人ということで非常に多くの外国人の方が住民登録されているということがよく分かりました。ただいまご説明いただきましたのは住民登録されている方ということなんですけれども、私ごとといいますか、先日、私の自宅は庄川にあるんですが、自宅のはす向かいに外国人の方が引っ越してこられました。まだ直接その方とお話を私はしていませんが、オーストラリアの方であるというふうに聞いております。この方は、住まわれている物件をセカンドハウスとして購入されまして、定期的に白浜を訪れて生活をされるということだそうです。この11月頃にも、奥様が、今どちらにおられるか私は分かりませんが、この庄川のほうの自宅に来られる予定だそうです。恐らくこの場合は、住民登録はなされていないと思いますので、そういった方を含めると、相当数の外国人の方が、この白浜町で、一定期間生活をされているということが伺えるかと思います。

そこでですが、2つ目の質問として、そういった外国人住民の方々に対しての日常生活における必要な支援についてということで、ごみの出し方であるとか、体調を崩されたら病院にもかかると思いますので、医療機関の利用、また、自治会、それぞれの地域における参加など、現在、町としてどういうふうに支援、対応をされているか、そしてまた、課題がある場合、今後どのように対応されるか、当局の答弁を求めます。

○議 長

番 外 総務課長 山崎君

○番 外（総務課長）

今、日常生活に関わる必要な支援ということでご質問をいただきました。外国人の方が必要な行政サービスの情報を円滑に取得できるよう、現在出入国在留管理庁と文化庁がガイドラインを示しております「在留支援のためのやさしい日本語」というものがあるんですけれども、それを使用しました生活ガイドブックということで、現在町のほうで作成をしております。転入の手続等の際に、窓口において、日本で生活される外国人の方の生活支援のために制作された、国や県等もそういう案内をつくっておりますので、それとあわせて、お渡ししているところです。

それからまた、令和7年度から特定技能外国人を受け入れている町内の事業所のほうから、協力確認書というのも頂いております。外国人を受け入れるに当たって協力させていただくということでいただいているんですけれども、これらの事業所を通じて、各種行政サービスの情報周知等について連携を行っておるところでございます。

なお先ほどご紹介しました「やさしい日本語」につきましては、日本に1年以上住んでおられる方のうち80%以上理解できているという調査結果がありつつも、来日して間もない方など、一部の方には伝わり方が不十分であるということも認識しているところですが、全ての方に対して多言語表記をするなどの手法に関しては、対象言語の選定や作成に対するコスト負担等も含めまして課題もあろうかと思っております。そのあたりについては、他地域の事例等も参考にしながら取り組んでまいりたいと思います。

○議 長

5番 鈴木君

○5 番

ありがとうございます。先ほどおっしゃられた生活ガイドブックですけれども、私も手元にございまして、中身については拝見しました。ただこの中身、全て日本語なんです。何

から何まで全て日本語で書かれている。課長がおっしゃられたように、漢字も振り仮名を振っているとはいえ、日本に来て間もない方とか、先ほど言った役場を通して生活をされている方ばかりではないと思いますので、そういった方がこれを見たとしても、見る機会もそうないと思いますし、なかなか内容を全て把握するというのは難しいと思います。ただ翻訳機ですとか、今であれば携帯のアプリとかも発達しておりますので、これについては、全ての言語に対応せよというようなことを言うつもりはありませんけれども、和歌山市ですとかほかの自治体の例を見ている、英語、中国語、韓国語を用意されているところもございますし、茨城県のある自治体では8か国の言語を用意しておられる自治体もあるというふうに伺っております。白浜の場合は先ほどのデータにもありましたけれども、ネパールの方が一番割合としては多いということですので、そういった主立ったものだけでも、多言語化して用意しておくですとか、また情報の発信についても事業所を通して発信されているということですが、各自治体までそういったのを広げていくとか、今後そういった取組を続けていっていただきたいというふうに思います。

そして、仮に、行政として様々なサポートをしたとしても、文化ですとか言葉の違いなどから、住民間でトラブルが発生するというようなことも当然考えられるわけなんですけど、実は私も、先ほど冒頭述べたように町長選で落選してから、この2年間、外国人の技能実習生ですとか特定技能外国人に関わる仕事に携わらせていただきました。監理団体というところに私は勤めさせていただいてまして、これは何をするかというと外国人の技能実習生の日々の日常生活のサポートですとか、行政手続のサポートをするわけなんですけれども、この2年仕事している中でもやっぱり地域住民の方とのトラブルといいますか、寄せられる苦情というのがございまして、よくあるのが騒音に関する、そしてまた、食生活の違いなどから来るのにおいに関するものもございます。そういう、一概に外国人ばかりが悪いということではなく、しっかりルールを守っていたとしても、外国人ということで批判的にされるということも否定できないわけではありますが、そこで次の質問になりますけれども、外国人と地域住民とのトラブルが発生したときの対応について、未然に防ぐための対策ですとか実際に発生した場合の取組について、当局の答弁を求めます。

○議 長

番 外 総務課長 山崎君

○番 外（総務課長）

トラブルが発生したときの対応ということでご質問をいただきました。今、幾つか議員から騒音であるとか臭いというような一般的な多いトラブルということでご紹介いただいたんですけども、今回自治会等、全ての自治会さんにお聞きできたわけではないんですけども、幾つかお聞きする中では、外国人の住民の方と地域の住民の方の生活に関する相談はないということであったんですけども、おっしゃられるように細かいところはいろいろなことがあるんだろうなというふうなところは、思っております。

昨年度、町のほうで作成した先ほどの生活ガイドブックの配布ですけれども、それを引き続き、実施するということと、あと生活における行政サービス等の周知を図りながら、外国人の方と地域社会が安心して暮らせるように努めてまいりたいというふうに思っております。

また、外国人の方と地域住民との間で、実際にトラブル等が発生した場合は、先ほどの例

もございましたけれども、その状況を把握するように努めながら、しかるべき窓口等へご案内していくと。町内、また県の関係機関もございますので、そういうところも含めて案内していくなど、相談者に寄り添った対応ということで、努めてまいりたいと思っております。

○議 長

5 番 鈴木君

○5 番

ありがとうございます。先月5月29日ですが、埼玉県川口市が外国人相談窓口を7月に市役所内に設けると記者会見で発表されたそうでございます。そこには市の職員2人のほか、東京出入国在留管理局、入管の職員1人が常駐するというので、入管職員常駐の外国人をめぐる窓口が設置されるのは全国初だそうです。これは高市早苗政権が掲げる外国人との秩序ある共生、新たな施策として注目されているわけなんです、この埼玉県川口市は、総人口に占める外国人の割合がおおよそ9%ということで、白浜町のおおよそ3倍に当たるわけなんです。このまま白浜町内においても外国人の割合が増え続けるということになれば、そういったことも考えていかなければならないのかなと思いますけれども、まずは、現状の取組の中でしっかり対応していくということですので、やっていっていただきたいと思います。

そしてこれも5月29日なんですけれども、外国人の在留審査に係る手数料の上限を大幅に引き上げる改正入管難民法が参院本会議の与党などの賛成多数により可決成立したと。そしてまた、自民党の外国人政策本部の会合では、外国人の土地取得の規制などについて議論が始まっているというようでございます。

国の動向にもよるわけなんです、高市政権の外国人に対する姿勢というのは今後どうなっていくか分かりませんが、今の推移から考えると、恐らく今後も外国人というのがこの町内においても増えていくということが予想される中で、最後になりますけれども、この項の最後ですけれども、多文化共生社会ということについて、白浜町としての認識、そしてまた今後の方向性などについて見解を伺います。

○議 長

番 外 総務課長 山崎君

○番 外（総務課長）

町としての認識や今後の方向性ということで、お答えさせていただきます。

当町で働く外国人の方は増加傾向であることから、先ほどご紹介しました町内の連携事業所に協力を依頼しております。その中で、昨年度、実際外国人の方にアンケートを取ったところでございまして、その中で、課題として出てまいりました日本語の学習希望ということで、特に宿泊等の接客業に従事されている方から、近くで日本語教室が開催されていなくて、その辺をもう少し受皿の整備等ということで、ご意見を賜っているところです。そのあたりも踏まえて、今後、先ほど鈴木議員から国の動きも少しご紹介いただきましたけれども、そういうところも含めて、調査研究してまいりたいと思っております。

今後も地域における外国人との共生社会の実現に向けてこれらの施策を検討していきたいと思っております。

以上です。

○議 長

5 番 鈴木君

○5 番

ありがとうございます。今後もしっかりと推移を見守って、その都度しっかりと対応して
いていただきたいと思います。

以上で、この多文化共生社会についての質問を終わりたいと思います。

○議長

以上で、多文化共生社会についての質問は終わりました。

次に、新たな防災気象情報とその運用についての質問を許可します。

5 番 鈴木君

○5 番

いよいよ本格的な夏のシーズンの到来を前に、およそこの時期から秋にかけて集中豪雨で
すとか台風、またそれに伴う土砂崩れといった自然災害が近年全国各地で頻発、激甚化して
おります。白浜町におきましても、2011年発生しました紀伊半島大水害、その他台風の
影響などにより甚大な被害を受けたところでありまして、防災・減災に対する地域住民の皆
さんの関心は非常に高くなっております。

毎議会そうですが、いろんな自治体でもそうなんですけど、防災に関することはこの一般
質問で数多くなされているわけですが、そんな中で、災害時における住民の適切な避
難行動を促すために、気象庁は5月29日より新たな防災気象情報の運用を開始いたしまし
た。新たな制度への理解が十分でなければ、かえって混乱を招く懸念があるため、町として
これをどのように適切に運用し、避難行動に結びつけていくのか、以下、ご質問をさせてい
ただきます。

まず、1つ目としまして、今回の防災気象情報、これの見直しについて、何がどのように
変わったのか、具体的にお示しをいただきまして、そしてそれについて町としてどのように
認識をされているのか、見解を伺います。

○議長

鈴木君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番 外 地域防災課長 木村君

○番 外（地域防災課長）

鈴木議員から、新たな防災気象情報とその運用につきましてご質問いただきました。

これまでも防災気象情報の見直しは度々行われてきましたが、近年の気候変動の影響によ
りまして、台風や豪雨の激甚化が見られ、従来までの警報、注意報に加え、土砂災害警戒情
報や特別警報など、様々な情報が追加されてきました。その一方で、複雑で分かりにくい、
警戒レベルとの関係が把握しにくいといった課題を解消するため、気象庁は、令和6年6月
に取りまとめられました防災気象情報に関する検討会の提言を踏まえまして、本年5月29
日に新たな防災気象情報として、その運用が開始されました。

具体的に申しますと、雨と高潮に関する情報名称が「河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮」
の4つの情報、名称に分類されまして、これら情報名称ごとに5段階の警戒レベルの数字を
付記して発表されることになりました。一例としましては、大雨に関して警報される場合
にはレベル3大雨警報として、さらに危険な状況である旨警告する危険警報が発表される場合
には、レベル4大雨危険警報とするなど、情報名称そのものに警戒レベルが付記されること
で、住民の方々が、災害発生の危険度を直感的に理解することができるよう、分かりやすく

発表されることになりました。

また、線状降水帯による大雨の発生情報や、今回より運用が開始されました。線状降水帯直前予測など、速報的に伝える情報は気象防災速報として、台風情報や線状降水帯半日前予測など、気象の状況や見通しを解説する情報につきましては、気象解説情報として運用されることになりました。

町といたしましても、今回の防災気象情報の見直しは、災害発生の高まりに応じまして、住民の方々が取るべき行動を的確に示した内容であると認識しておりまして、早め早めの避難を正確に情報発信できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議 長

5 番 鈴木君

○5 番

ありがとうございます。定期的に国のほうでも見直しをされているようでありますけれども、私もこの新たな見直しについては、5月の大型連休前から注視をしておりまして、しっかりと勉強してきたつもりではあるわけですが、その見直しを受けて、町として地域防災計画の変更ですとか、また避難情報の発令基準など、その他町としての対応に変更はあるのでしょうか。当局として答弁願います。

○議 長

番 外 地域防災課長 木村君

○番 外（地域防災課長）

新たな防災気象情報の運用開始に伴いまして、警戒レベルごとの職員の配備体制や、情報伝達方針等を示しました白浜町職員防災体制の見直しを行いました。また、町民の方々への避難情報の発令基準につきましても、各防災気象情報ごとに、今回設定されました5段階の警戒レベルに合わせた形で見直しを行ったところであり、去る6月3日未明に、和歌山県に上陸した台風6号への発令判断につきましても、明るい時間帯の6月2日17時にレベル3高齢者等避難を発令しまして、避難所21か所を開設したところでございます。

なお、今回の見直しを行った町の各種災害対応に関する基準につきましては、地域防災計画への追記を予定しているところでございます。

以上です。

○議 長

5 番 鈴木君

○5 番

先日の台風6号がマスコミなどでも大分報道されてましたけれども、町内では大きな被害はなかったと聞いておりますし、避難情報についても、早め早めに対応されたということで安心いたしました。

私の住んでいる庄川の地域ですけれども、紀伊半島大水害で町内でも大きな被害を受けた地域でありまして、そういった教訓から区の役員さんをはじめ、地域の方は非常に防災意識が高く、大雨が予想されるときには夜を徹して役員の方が警戒に当たってくださっております。今回の台風6号に対しても、役場からの公的な避難所開設、先ほど21か所ですか開設したということですが、その連絡よりも前に、台風の規模ですとか進路を検討して、

主体的に地域の避難所である庄川会館を開設し、後刻の公的避難所の開設についても、地域の役員ですとか組合長の方にそれぞれ連絡を行うという取組をされたようであります。

ただそういったところばかりではないと思うんです。庄川は私も住まわせていただいていますけど、本当にこの方々が一生懸命地域の安心・安全のために頑張っておられるなというふうに、私も安心して生活をさせていただいているわけです。

今回の運用については、報道などを見ていると、見直しによる分かりやすさが評価される一方、避難行動に結びついていない地域も目立ったと新聞には書かれておりました。また、那智勝浦町の防災対策室長がテレビのインタビューで、台風6号に係る防災気象情報の運用について、報道関係者の方から、課題はなかったかということの問いに対して、「レベルごとの住民が取るべき行動の広報が課題である」とおっしゃっておられました。

そこで3つ目の質問になりますが、これまで、この新たな見直しについて、自主防災組織ですとか学校教育現場、また、企業などを含め、地域住民に対する周知・啓発についてどのような取組を行ってこられたのか、当局の答弁を求めます。

○議 長

番 外 地域防災課長 木村君

○番 外（地域防災課長）

防災気象情報の周知・啓発につきましては、町民向けにホームページや町広報6月号の見開き特別ページの掲載で行うとともに、各地域の自治会や自主防災組織の訓練や防災講習会等の様々な機会を活用しまして、啓発を行っているところでございますが、今後も、区、町内会等の皆様に、今回の見直し内容を周知させていただくとともに、要望に応じまして、ワークショップ等を開催していきたいというふうに考えてございます。

また、学校現場につきましては、新たな防災気象情報に関する見直しについて、教育委員会を通じまして各学校に周知し、情報共有するとともに、各校で作成していただいております警報発表時の対応マニュアル等を修正の上、スムーズな運用に向け、対応をいただいているところでございます。

○議 長

5 番 鈴木君

○5 番

はい、ありがとうございます。一点、追加といたしますか、お伺いしたいんですけど、この個別の案件についての周知はされたんでしょうか。そこだけちょっとお伺いしたい。

○議 長

番 外 地域防災課長 木村君

○番 外（地域防災課長）

もう一度お願いします。個別の案件というのは。

○議 長

5 番 鈴木君

○5 番

ですので、この見直しがあったわけですけど、この見直しについて具体的に地域の方々に、こういったふうに変りましたよと、直接出向くなり、地域の方々からの要望を受けるなどして、実際にこの件について周知、広報されましたか。

○議 長

番 外 地域防災課長 木村君

○番 外（地域防災課長）

個別の地区に対しましては、まだお声かけしていませんが、まさしく今、今週、来週とかけて、地域の皆様に、自治会の皆様に、いろいろとお伺いする機会がありますので、併せてそういう内容につきまして周知していくところでございます。

○議 長

5 番 鈴木君

○5 番

ありがとうございます。災害に関しては、やっぱり何より大事なものは情報だと思っています。ですので、この台風6号で初めて運用がなされたわけですが、皆さん、地域それぞれの自治体においての課題というのは、周知・啓発、広報であるということだと思いますので、ここにこれからも一層力を入れていっていただいて、情報を持っているのはやっぱり行政の側ですから、積極的にこちらのほうから地域の方々に情報をお伝えするという姿勢でやっていっていただきたいというふうに思います。

次の質問になりますけど、これはちょっと先ほどの外国人に関するのと少し内容がリンクするんですが、日本語の理解が難しい外国人の方を、例えば防災行政無線ですとか、避難情報については、全て日本語で今のところ発表されているように思うんですが、やはりこれは外国の方はなかなか理解しにくいと思います。いつどのタイミングで避難すればいいのかと、今現状はどういう状況になっているのかということについては、なかなか把握しにくいと思いますので、そういったことの情報ですとか防災行政無線も含めたそういった多言語化ですとか、発災時における情報伝達の対応について、当局の答弁を求めます。

○議 長

番 外 地域防災課長 木村君

○番 外（地域防災課長）

はい、外国人の方々にも災害の情報を正確に伝達しまして、速やかな行動を取って安全確保していただくために、今までも、避難誘導看板の多言語化の取組を行ってきたところでございます。防災行政無線の多言語化対応につきましては、今までも検討はしてきましたが、放送文面が長くなる、言語が聞きづらいといったことも予想されるため、実施には至っていないところが現状でございます。

発災時における情報伝達につきましては、観光庁監修の下に開発されました緊急地震速報や津波警報も、気象警報や国民保護情報を通知する防災情報アプリ「Safety-tip」が外国人支援の携帯用アプリとして普及されておりまして、町としましては、このアプリを利用していただくための啓発を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議 長

5 番 鈴木君

○5 番

ありがとうございます。先ほどの多文化共生社会のほうの質問でも言いましたが、やっぱり外国人の方も地域住民、同じ住民の方ですから、誰一人取り残すことなく、しっか

りと、安心・安全のために取り組んでいただきたいと思います。

この項の最後になりますけれども、この新たな防災気象情報を適切に運用し、実際の避難行動に結びつけるため、今後具体的に何か施策を講じることはありますでしょうか、答弁をお願いします。

○議 長

番 外 地域防災課長 木村君

○番 外（地域防災課長）

今回の新たな防災気象情報につきましては、災害時にいつどのように行動すればよいのか、発表される情報を分かりやすく伝え、いざというときの行動に役立てていくために改正がされたものでございます。この情報をいかに適切に運用し、実際の避難行動に結びつけていくためには、一人一人の防災意識の向上と、防災行動力の向上が必要不可欠であると考えており、この実現のためには、災害から自身と家族を守るための行動を考え、日頃から安全な場所までの避難経路等を確認しておくことが重要であると考えております。

町といたしましても、防災訓練や各地域の自主防災組織等の訓練支援、防災講習会を通じまして、町民の防災意識の向上と防災行動力の向上に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○議 長

5 番 鈴木君

○5 番

何より一番この項について申し上げておきたかったのは、周知・啓発の活動についてでございますので、これからも地域の方々に寄り添って、安心・安全のため、これからしっかりと対応していただきたいと思います。

新たな防災気象情報とその運用について、これについて質問は以上で終わります。

○議 長

以上で、新たな防災気象情報とその運用についての質問は終わりました。

次に、西牟婁郡町村会の脱退についての質問を許可します。

5 番 鈴木君

○5 番

初めて今日一般質問をさせていただきましたけれども、残りの時間も迫ってまいりました。最後の質問でございます。

西牟婁郡町村会の脱退についてということで、午前中、溝口議員もこの件について少し触れておられましたけれども、この件について、町村会は、現状は白浜町、上富田町、すさみ町でこれまで構成されていたということで、その町村会から昨年の5月脱退したということ为先ほど町長のほうでも答弁いただきました。西牟婁郡町村会は、これまで広域的な行政課題に共同で取り組み、国県への要望活動、自治体間での連携強化などを目的として運営されてきた組織であると伺っております。防災や観光、ごみの処理など自治体が単独で解決することが難しい課題について、近隣自治体が協力して取り組む役割を担ってきたものと認識しております。そんな中での今回の白浜町の脱退というのは、和歌山県下において、ほか東牟婁郡ですとか日高郡、伊都郡、同様の町村会があるわけですが、そういった地域においても例がないということで、広域連携の在り方に関わる重要な判断であると考えます。

そこで溝口議員も若干質問をされておっつかぶっているところもありますけれども、午前中に引き続いて、傍聴に来られている方には大変恐縮ですが、最後までお付き合いをいただき、質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず、1つ目として、この西牟婁郡町村会、これまで何年にわたり加盟をし、具体的な活動内容、そして活動に係る費用を毎年幾ら拠出してきたか、答弁を求めます。

○議長 長

番 外 町長公室長 玉置君

○番 外（町長公室長）

ただいま、鈴木議員より、加盟年数及び活動内容とその費用についてのご質問をいただきました。午前中の溝口議員の一般質問と若干重複するところがございますけれども、ご了承くださいと思います。

まず、西牟婁郡町村会につきましては、昭和22年に設立されております。これまで昭和30年、33年と、また、平成18年に合併等が繰り返されておりますけれども、当時から明確な書面というものは、昭和30年、33年というところについて、明確な書面が確認できておりませんけれども、当時から白浜町も加盟していたというふうに推測いたしますと、令和7年5月までということで、約78年加盟していたというふうに推測されます。

次に、西牟婁郡町村会の主な活動につきましては、白浜町、上富田町、すさみ町の各町の国及び県への要望を取りまとめて、それを和歌山県町村会のほうへ報告するといったことや、それに伴う国県への要望活動、そして首長会議及び担当者会議の開催、そして、自治体間の情報共有及び行政課題に関する協議等がなされております。

次に、本町の負担金につきましては、過去3年を申し上げますと、令和5年度は484万7,000円、令和6年度は482万9,000円、令和7年度は499万8,000円ということになります。令和7年度は、ただし5月19日に分担金の返還請求を行っておりまして、脱退いたしましたので、その年の部分で410万2,000円が白浜町のほうに返還されてございます。

以上です。

○議長 長

5番 鈴木君

○5番

よく分かりました。ありがとうございます。相当長い期間に渡って、広域連携ということ、町村会に所属されておったわけですが、先ほど申し上げましたようにこれは広域連携の在り方に関わる重要な判断であるというふうに私は認識しております。これがいいか悪いかはまた、それぞれいろんな立場で思いはあると思いますけれども、まず、この今回の脱退に至った経緯について、内部でどのような課題認識を持ち議論が行われ、それについて、議会などでどのように説明されてきたのか、答弁を求めます。

○議長 長

番 外 町長 大江君

○番 外（町長）

午前中も少しお答えをさせていただいたんですけど、重ねてもう一度ご理解をいただけるかどうか分かりませんが、ご説明申し上げたいと思います。

これはもうあくまでも私の政治判断であります。その中で、議員の皆さんにもご理解いただきたいんですけども、2年前、私は町長に選んでいただきました。大きく言えば、政権交代がなったわけでありまして。国のような政党政治ではありませんから、そんなに内閣が替わるとか、大きな変わりはありませんけれども、しかしトップが変わるということは、おのずとやっぱりやり方、考え方、あるいはまた、町民に対する向き合い方というのも変わってまいりますし、あるいは他町村に対しましても、やはり向き合い方は変わってきます。なぜ私がこのような政治決断を下すかということは、午前中も申し上げましたけれども、もう一度、屋上屋になりますけれども、今、公室長が申しあげました分担金、これは任意の団体なんです。あくまでも県の町村会というような法律の中で決められた枠組みではないんです。はっきり言えば、仲よしクラブみたいなもんなんです。その中でやっぱり前提として信なくば立たずという言葉があります。じゃあ、お互い、それぞれの町村間で、それぞれのトップがどれだけの信頼関係が築けているのかといえ、午前中も申し上げましたように、大事な県の町村会長を決める、その候補者を決める、それを西牟婁郡がどういう判断をどういう結果を県に持っていくのかということ、一番大事なことも相談してもらえない。その中で、分担金が、大まかに言えば過去3年間、白浜町は1,500万円、上富田は1,000万円、そしてすさみ町は600万円、何でこんな任意団体に、人口割だとか財政割だとか、こういうようなものが働くのか。

今、広域圏のことを鈴木議員も心配をされました。私はもとより、この大きな決断をするに当たっては、じゃあ、白浜町が、今後私が町長をやっている間に、いろんな不利益は被らないのか、いろんな問題が起きないのかということは、政治家として私は考えました。ただ、今、広域圏といえば高野町、あるいはまた九度山町、そして今度は紀の川市も入ってきてくれますけれども、今田辺市と白浜町とトップの中で進めておるのは、お互いに職員を出し合いしながら課題を見つけて、この田辺市の市庁舎の中に、我々の町はこのような建物でありますから、そういうことを職員間が同じ部屋の中でしっかりと田辺と白浜とに向き合って課題を解決できないかということ、今、市長と話し合いをしております。そう遠くないときに、恐らく来年度からそういう形の中で私はスタートをさせていただきたいということで、これはまた、丁寧に議員の皆さんにもご説明を申し上げます。

私は午前中も言いますけれども、広域のごみだとか広域のし尿だとかと、お互いが法律の中で認められたそういうものに関しましては、しっかりとやっているつもりであります。ですから、県への陳情も国への陳情も、私は自分なりに自信が、拙い政治経験ですけども、先般も、林大臣をお願いをさせていただいて、白浜にも来ていただきました。ですから、こういうことも、これは鈴木議員も国会議員の秘書をされておられたので、そういう人間関係というのはご理解をいただけたと思うんですけども、やっぱり私としては、そういう西牟婁郡を離れることによって、町村会を離れることによって、町民の皆さんやあるいは関係の皆さんに、私は不利益を与えるようなことはない、そんなことを私はさせないという、こんな思いで最終政治決断をして脱退をしたわけでありまして。

○議長 長
5番 鈴木君

○5番

要するに、分担金と県の町村会の会長を決める選挙に関することということで、脱退の理

由はこの2つということによろしいのかなと思います。

町村会は、様々冒頭、公室長のほうからも活動内容についてお話をいただきましたけれども、そういった町村会を通じて行われてきた活動がなくなるということで、先ほど町長は町に対する影響はないようにということでおっしゃってございましたけれども、ただ町長がおっしゃったように、私も国会議員の秘書をしていましたので、それぞれの自治体の長の方々、人間関係がどうかという話もちろんよく分かります。よく分かるからこそ、これ白浜町が脱退したということを上富田やすさみがどう思うかということもよく分かっているつもりであります。影響しているかどうか私は確認したことありませんけど、この件については、昨年の6月、上富田町議会6月定例会において、今日お越しのようですけども、当時の松井孝恵議長が議事進行を副議長に代わられてこの件について質問されていますし、昨日すみ町のほうでも、尾崎貢議員のほうからこの郡町村会の件について質問がなされたようであります。

それぞれの地域で懸念を抱いておられるからこそ、質問が一般質問の場に出ているんだろうと思いますけれども、ほかの自治体との関係性ですとか、実際本当に町に対する影響ないのかということは懸念するわけですが、改めてそれについて当局の答弁を求めます。

○議 長

番 外 町長公室長 玉置君

○番 外（町長公室長）

ただいま鈴木議員より西牟婁郡町村会の脱退による町への影響及び、ほかの自治体との関係性についてのご質問いただきました。

白浜町は西牟婁郡町村会を脱退いたしましたけれども、和歌山県町村会へは引き続き加入してございます。県内町村との情報共有ですとか、国県に対する要望活動等、連携体制は確保されてございますので、特に町への影響というものはございません。

また、近隣自治体との協力関係につきましても、個別の協議ですとか広域連携、広域でつくられている団体も数多くございます。医療、防災等々がございまして、そういった連携というのは、今までどおり連携を図っているもので、西牟婁郡町村会からの脱退による影響や、関係性の変化はないものというふうに思っています。

○議 長

5番 鈴木君

○5 番

そういえば先ほどの質問の中で議会での説明をどのようにされてきたかということで、溝口議員もおっしゃったように、議会の場では説明がなされていないということなんですが、これ説明責任といいますか、やはり予算措置がなされて議会としてその予算が承認されて、実際に執行するということまでいっているわけですから、これは当局としても、議会に対して真摯に説明をするというような姿勢というのはやっぱり必要なのではないかと、これは私の思いですけども、そのように思います。

ですから、今後、こういったことについて、白浜町議会はこの件について、議会で当局にただすのが、郡町村会を構成するほかの2町と比べて遅かった。これは議会としても反省すべきところかと思いますが、しっかりと今後、当局に対して、こういったことをしっかりアンテナを張って、これから我々も見守り、ただしていきたいというふうに思います。

時間はまだありますけれども、最後、広域連携の在り方について、今後の方向性ですとか、町長の答弁を求めたいと思います。

○議 長

番 外 町長 大江君

○番 外（町 長）

もとより私は広域連携というそのものを否定しているものではありません。ただ皆さんもそうですけれども、お互いやっぱり戦人として、選挙という大きな試練を乗り越えた中で議員、そしてまた町長や市長という、あるいは知事という、そういう政治的な立場に立たせていただいております。

ですから、先ほども触れましたけれども、やはり信なくば立たず、一番大事な部分、この前もどなたか議員が、議会と当局とは信頼関係、車の両輪だと、もとよりそうであります。どちらがパンクをしても、これはうまくいかないわけであります。

ですから、私も48年、この政治の世界の中でいろんな経験もさせていただいた中で、やっぱりもととなるもの、基礎となるものというのは、お互い肩書を外してでも人間関係としてやっていけるのか、やっぱりこの人は信頼足り得る人物なのかと、私はそこが一番ネックになると思います。

ですから、先ほども申し上げましたように、2年前に大きく言えば、町長が代わって私がならせていただいた中で、どうしてもやっぱりそういうところの中で、しっかりとこれからやっていけるのか、もう全くいけないのかということも含めながら、私としては、残りの任期である2年間で、しっかりと町が被害を受けないように、不利益を被らないように、そのことを第一義にしながらやっていきたいと思います。広域連携というのは、もう一度申し上げますけれども、否定するものではありません。

○議 長

5番 鈴木君

○5 番

ありがとうございます。町長の広域連携といいますが、町の方向性についてお話をいただきましたので、よく分かりました。

私はこの郡の町村会の脱退について、悪いとかいいとか言うつもりはありません。

町長から先ほど午前中も話がありましたが、アメリカのトランプ大統領も、WHOですとかパリ協定ですとか、国際的な枠組みの中から脱退をされると、政治的な判断をされているわけですが、アメリカのトランプ大統領は、政治信条、彼の政治信条はアメリカファースト、自国第一主義ということの中で、そういった決断を下されているんだと思います。それは、要するに、アメリカの国益にかなうかということのわけですから、当然、白浜町の大江町長がトップとしてこれからやっていく中でリーダーシップを発揮していただいて、町益の最大化を図って、これからしっかりやっていただきたいというふうに思います。

それだけ申し上げて、最後、今回、私の初めての一般質問はなかなか慣れないところもありましたけれども、皆さんにご清聴いただきまして、ありがとうございます。時間は早いですが、町長、一言。

○議 長

番 外 町長 大江君

○番 外（町 長）

ありがとうございます。かつて19世紀の中頃にイギリスにパーマストーンという首相がありました。いみじくも彼は、パーマストーン首相は、大変名言を言われている。どの国とも永遠の友好はない。どの国とも永遠の敵対がない。あるのは国益だけだということをパーマストーンさんは、首相は言われたわけですね。私はやっぱりそこは、この言葉を非常に私は重く受け止めております。ですから、そういう自分の金言に値するようなそういう言葉も大事にしながら、今日鈴木議員がおっしゃっていただいた質問の内容をしっかりと受け止めて、また、頑張っていきたいと思います。ありがとうございます。

○議 長

5番 鈴木君

○5 番

ありがとうございました。これからも議員としていただいた任期をしっかりと全うして、町益、町政のためにしっかりと頑張っていきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議 長

それでは、西牟婁郡町村会の脱退についての質問は終わります。

以上をもって、鈴木君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。

（休憩 13 時 57 分 再開 14 時 4 分）

○議 長

再開します。

通告順 3番、2番 松田君の一般質問を許可します。

松田君の質問は、一問一答方式です。通告質問時間は90分でございます。

質問事項は、1つとして、車中泊等のルール化とマナー対策・防犯対策について、2つとして、町営住宅敷地内における公園整備等の必要性について、3つとして、小学校統廃合における防災安全性についてであります。

初めに、車中泊等のルール化とマナー対策・防犯対策についての質問を許可します。

2番 松田君（登壇）

○2 番

ただいま議長よりお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

近年観光スタイルの多様化に伴い、いわゆる車中泊等を活用した旅行者が、全国的に増加しております。本町においても、豊かな自然や温泉という類いまれな観光資源を背景に、多くの車中泊利用者が訪れており、インターネット等でも、本町のスポットが紹介されるなど、その需要は年々高くなっているものと認識しております。車中泊という旅のスタイルは宿泊施設にとらわれず、好きな場所でゆっくりと時間を過ごせる魅力があり、観光客の増加や滞在時間の延長を通じて、地域経済へも大きな波及効果が期待できるものと考えております。決して車中泊等そのものを否定するものではなく、自由で柔軟な旅のスタイルとして、本町においても歓迎すべき新しい観光の形の1つであると捉えております。

一方で、こうした新たな観光需要の増加に伴い、受入れ環境の整備や利用マナーの面での課題も顕在化しております。特に志原海岸駐車場付近では、週末になると、キャンピングカ

一等の利用が増える傾向があり、また、テニスコート、駐車場など、本来利用してはいけない場所での車中泊なども見受けられております。さらに一部利用者による志原海岸周辺のゲートボール場内芝生や堤防周辺でのバーベキューなど、本来想定されていない場所での利用も確認されております。加えて、公衆トイレのトイレットペーパーの持ち去りやごみの不適切な処理なども確認されており、地域住民からは、マナー面への不安の声も寄せられております。

こうした状況を踏まえますと、現場での個別対応には限界があり、利用ルールの明確化や、適切な受入れ環境を進めていく必要があるのではないかと考えます。

そこで、伺いたいします。

まず、1点目として、本町における車中泊等の現状をどれだけ把握されておられるのでしょうか。また、それに対する認識について当局の答弁を求めます。

○議長

松田君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 大江君（登壇）

○番外（町長）

松田議員にお答えしたいと思います。

近年旅のスタイルやニーズが多様化する中で、車中泊につきましても、気軽な旅のスタイルとして、利用者が増えているということを聞いております。また、一部地域では、利用者の増加に伴うマナー違反等が問題となっているということも、聞いております。白浜町内の現状等につきましては、担当課長から答弁をさせます。

○議長

番外 観光課長 新田君

○番外（観光課長）

私の方からは、まず、観光課が所管する施設等についてお答えをさせていただきます。

観光課が所管する駐車場につきましては、臨海駐車場、千畳敷駐車場、三段駐車場、平草原公園駐車場の計4か所、同じく公衆トイレにつきましては全部で28か所ございます。駐車場におきましては、今年のゴールデンウィークでは、千畳敷及び平草原公園駐車場とも数台程度の車中泊と思われる行為を確認しておりますが、議員ご指摘のようなマナー違反等についての報告及び苦情等はございませんでした。また、公衆トイレにつきましても、車中泊に起因するトラブルや苦情等は現在のところ報告等がなく、把握はしてございません。

○議長

番外 日置川事務所長 東君

○番外（日置川事務所長）

松田議員からご質問いただきました道の駅志原海岸周辺におけるバーベキューの現状ですが、ご存じいただいていますように、海岸や河川は原則、自由使用になりますので、夏場は志原海岸のみならず、日置川地域の海岸や河原でバーベキュー等を楽しむ方がおられることは承知しております。また、道の駅志原海岸周辺には、グラウンドゴルフで使用されております町有地はございますが、過去数年、住民や周辺施設の関係者から、当該町有地でバーベキューが行われているなどの通報や、職員が見かけた事例はありませんが、ご質問を踏まえ、今後注視してまいります。

以上です。

○議 長

2 番 松田君

○2 番

先ほどの日置川事務所長のご答弁では、不適切利用に関する通報や、職員による確認事例はないとのご説明をいただきました。一方で、地域の方々からは、町有地になりますが、志原海岸周辺のグラウンドゴルフ場内においてバーベキューが行われるなど、利用方法について気になる事例があったとの声も寄せられております。その際には、地域の住民の方が直接声をかけられたケースもあったとお伺いしております。もちろん広いエリアの状況を行政が全て把握することは容易ではなく、当局におかれましても、日頃から適切な管理に努めていただいているものと理解しております。

しかしながら、地域からそのような声が寄せられていることを踏まえ、行政が把握している状況と現場での実態との間に、少なからず情報の届きにくい部分もあるのではないかと感じております。今後、利用者の皆様が気持ちよく利用できる環境を維持し、地域住民の皆様の安心にもつなげていくためには、状況を注視し、見守るだけではなく、利用実態をより把握しやすくするための工夫や取組についても検討していくことが有効ではないかと考えております。

そこで、今後の利用実態の把握や適正利用の促進に向けた当局のお考えをお伺いいたします。

○議 長

番 外 日置川事務所長 東君

○番 外（日置川事務所長）

利用実態を正確に把握するための具体的な取組や適正利用の促進について、ご質問をいただきました。

これまでの志原公園の清掃に係る定期巡回や、日置川事務所への通報の範囲内では、具体的な不適切利用の現場は確認できていませんでしたが、今後は、いただいたご指摘を契機として、清掃に係る定期巡回ルートの見直しや、職員による巡回のほか、地域住民や関係団体との連携強化を図り、正確な実態把握に努めてまいります。また、季節警告看板の見直しや、状況に応じて増設を行うなど、住民の皆様が安心して暮らせる環境づくりに努めてまいります。

以上です。

○議 長

2 番 松田君

○2 番

次に、2点目として、車中泊等を一律に禁止するのではなく、一定のルールの下で公式に認めていくことも1つの方向性ではないかと考えております。例えば、キャンピングカー等で車中泊を行う場所を指定することや、利用場所の明確化、ごみの持ち帰りの徹底、公衆トイレの適正利用の周知に加え、駐車禁止場所での利用などを防ぐルールづくりなど、具体的な対策が必要ではないでしょうか。当局の答弁を求めます。

○議 長

番 外 観光課長 新田君

○番 外（観光課長）

一定のルールづくりをしてはどうかとのご質問をいただいております。

車中泊につきましては、旅のスタイルの変化等により一定のニーズがあることは認識をしております。町内においても民営ではありますが、近年、RVパークの開設やオートキャンプ場があることから、まずはそのような施設を利用していただけよう周知を行うとともに、我々が管理する駐車場や公衆トイレについては、車中泊を行う場所ではないこと、ごみの持ち帰り、公衆トイレの適正利用など、基本的なマナーの周知、徹底を行うとともに、動向を注視しながら必要に応じ、ルールづくりを行う必要があると考えてございます。

以上です。

○議 長

2 番 松田君

○2 番

3点目として、こうしたルールを実効性あるものとするためには、現場での対応が重要であると考えております。現在の巡回や指導体制はどのようになっているのでしょうか。

また、今後、関係機関と連携した見回りの強化や注意喚起の方法についてどのように取り組まれるのか、お伺いいたします。

あわせて、これらのルールをより明確にし、継続的に運用していくためには、条例等による位置づけも必要ではないかと考えますが、条例化やマニュアル作成、ガイドラインなどの検討について当局の見解を求めます。

○議 長

番 外 観光課長 新田君

○番 外（観光課長）

主に観光課所管施設について、現在の体制等についてお答えをさせていただきます。

基本的にはごみの回収や清掃のため、日常的な見回りを行っており、その際に、マナー違反や不適切な行為があった場合には、その場で注意喚起を行っております。

また、通報等があった場合には、現地を訪問し、必要に応じて注意などを行っており、現時点で大きなトラブルなく対応ができているところでございます。

議員ご指摘のとおり、現場での個別対応には限界があることも認識はしており、より明確で実効性のあるルールを作成するためにも、まずは現状及び課題の把握を進めてまいりたいと考えてございます。

○議 長

2 番 松田君

○2 番

ただいまのご答弁において、関係機関や地域住民との連携強化、巡回や注意喚起の必要性についてのお考えとともに、ガイドラインの策定や条例化については調査研究を進めていくとのご説明をいただきました。

志原海岸周辺の適正な利用環境の確保に向けては、こうした調査研究も重要な第一歩であると考えております。

そこでお伺いいたします。調査研究については、今後どのようなスケジュール感で進めら

れ、また、その結果を踏まえた方向性については、どの時点で整理検討していくお考えなの
でしょうか。現時点での見通しについて、当局の答弁を求めます。

○議 長

番 外 観光課長 新田君

○番 外（観光課長）

議員ご指摘のとおり、より明確で実効性のある対策を進めるためには、警察機関などを含
めた関係機関や地域等の連携は必要不可欠であると認識をしております。

まず、利用実態や課題の把握が先決であり、早速、今年の夏より現状の把握に努め、必要
な対策等について整理をしていきたいと考えてございます。その上で、利用ルールの周知方
法や啓発内容、ガイドライン策定の必要性などについて検討を進め、段階的に取組を実施し
てまいります。

なお、現時点で具体的な条例の制定時期や詳細なロードマップをお示しできる段階にはあ
りませんが、地域環境の保全と観光振興の両立を図る観点から、引き続き調査研究を進め、
必要な施策について検討してまいりたいと考えてございます。

○議 長

2 番 松田君

○2 番

4 点目として、町内の駐車場や観光関連施設においては、車中泊等の利用が見受けられる
場所もあることから、トラブル防止やマナー向上のためにも防犯カメラの設置を検討すべき
ではないかと考えております。防犯カメラは、不適切な行為の抑止力となるだけではなく、
トラブル発生時の迅速な対応にもつながり、利用者及び地域住民の安心・安全の確保に資す
るものと考えております。

例えば志原海岸駐車場においても同様の利用が見受けられることから、モデル的な対応と
しての検討も有効ではないでしょうか。

以上のことから、マナー対策及び防犯対策の観点から見ても、防犯カメラの設置について
必要と考えますが、当局の答弁を求めます。

○議 長

番 外 観光課長 新田君

○番 外（観光課長）

防犯カメラにつきましては不適切行為の抑止などに有効な手段であると認識をござい
ます。今回の件につきましては、それぞれの施設管理者がまずは対策を行っているものと認
識をしておりますが、今回議員ご指摘の志原海岸駐車場を含め、車中泊利用が見受けられ
るような場所においては、施設の防犯対策の観点からも、その必要性は十分認識しており、
設置場所の選定、費用対効果、プライバシーへの配慮などを多角的な視点から慎重に検討す
る必要があると考えますが、警察等関係機関とも連携し、必要な防犯対策を講じ、近隣住民
等の安心・安全に寄与してまいりたいと考えてございます。

○議 長

2 番 松田君

○2 番

ただいまのご答弁により、防犯カメラが不適切行為の抑止やトラブル発生時の迅速な対応

に有効であり、志原海岸駐車場を含めた設置の必要性についても、十分ご理解、ご認識いただいていることがよく分かりました。また、防犯カメラは、不適切行為の抑止にとどまらず、利用状況や現場の実態を客観的に把握するための有効な手段であり、今後の対策を検討する上での重要な判断材料としても活用できるものと考えております。

地域住民の皆様の安心・安全の確保はもとより、利用者の皆様が気持ちよく過ごせる環境を維持していくためにも、現状把握に努めながら、防犯カメラの有効性や設置の必要性についてご認識いただいているものであれば、その認識を具体的な取組へとつなげ、防犯カメラの設置を含めた、もう一步踏み込んだ対応を前向きに進めていただきたいと考えますが、当局の見解を求めます。

○議長

長

番 外 観光課長 新田君

○番 外（観光課長）

議員おっしゃるように、防犯カメラは不適切行為の抑止やトラブル発生時の状況確認に有効な手段であり、安全・安心な利用環境づくりに一定の効果が期待できるものと認識しております。一方で、防犯カメラの設置については、利用実態や発生している事案の状況、設置場所の選定、運用方法、維持管理費用、個人情報保護への対応などを十分に整理した上で判断する必要がございます。

先ほども答弁させていただいたように、まず実態把握を進めるとともに、関係機関や施設管理者との協議、ほか自治体の事例調査などを行いながら、防犯カメラを含めた効果的な安全対策について検討を進めてまいります。

特に利用者と地域住民双方の安全・安心の確保は重要であることから、巡回や注意喚起など、既存の対策との組合せも含め、総合的な視点で対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長

長

2番 松田君

○2番

番

5点目として、観光スタイルが多様化する中、観光立町である本町においても、RVパークの整備は新たな観光誘客につながる有効な取組であると考えます。また、平時における観光利用だけでなく、災害時には、車中泊避難の受皿としての活用も期待できるのではないのでしょうか。あらかじめ適切な設備やルールを備えた車中泊スペースを整備することで、利用者が安心して滞在できる環境づくりにつなげるとともに、無秩序な車中泊等による近隣住民とのトラブル防止やマナー向上にもつながるものと考えますが、当局の見解を求めます。

○議長

長

番 外 観光課長 新田君

○番 外（観光課長）

RVパークの整備について、お答えさせていただきます。

コロナ禍以降、旅のスタイルやニーズが大きく変化し、車中泊も一定の需要が確立されていることは、先ほども述べさせていただいたとおり認識をしております。町内にも2か所のRVパークが開設されております。また、キャンピングカー等に対応したオートキャンプ場も開設されております。災害時にはペット連れ等の理由により避難所に避難せず、車で避

難する車中泊避難をされるケースもあり、車中泊避難の受皿としての活用も期待できることは認識をしてございます。車中泊につきましては、まずは現状把握を行い、RVパークの整備を含め、課題の抽出やルールづくり等に取り組んでまいりたいと考えてございます。

○議 長

2 番 松田君

○2 番

本町は、観光立町として多くの来訪者を迎える責任がある一方、地域の住民の生活環境を守る責任もあります。車中泊等をめぐる課題についても、単なる禁止や放置ではなく、観光振興と地域秩序の両立という観点から、適切なルールづくりと環境整備を進める必要があると考えますが、最後に当局の見解を求めます。

○議 長

番 外 観光課長 新田君

○番 外（観光課長）

近年、旅のスタイルやニーズが多様化する中で、車中泊についても気軽な旅のスタイルとして、また、ペット連れの方の利用者が増えているとおり、一定のニーズが確立されていると認識をしてございます。白浜町は観光立町でありますから、いろいろなニーズにお答えし、魅力を発信していく必要があると認識しており、また発信をしていくことで、多くのお客様に白浜を選んでいただけるよう日々取り組んでいる所存でございます。

一方で、地域と一体となっておもてなし等ができなければ意味がないとも考えており、今回の車中泊だけでなく、適切なルールづくりを含め、環境整備に今後も取り組んでまいりたいと考えてございます。

○議 長

2 番 松田君

○2 番

以上で、この質問は終わりたいと思います。

○議 長

以上で、車中泊等のルール化とマナー対策・防犯対策についての質問は終わりました。

次に、町営住宅敷地内における公園整備等の必要性についての質問を許可します。

2 番 松田君

○2 番

本町においては少子高齢化が進む中、子育て世帯の支援ともに、高齢者が安心して暮らせる環境づくり、さらには地域コミュニティの維持、活性化が重要な課題となっております。そのような中で、町営住宅は、子育て世帯から高齢者まで幅広い世代が居住する生活の場であり、単なる住まいの提供にとどまらず、多世代が安心して暮らせる環境を整えていくことが求められていると考えます。しかしながら、町営住宅の敷地内や周辺においては、子供たちが安心して遊べる場所や、高齢者が気軽に外に出て過ごせる憩いの場が十分に整備されていないケースも見受けられます。子供たちにとって身近な遊び場の存在は、健やかな成長や社会性の育成につながる重要な要素であり、また、高齢者にとっても、外出や交流のきっかけとなる場所があることは、健康維持や孤立防止の観点から大変重要であります。さらに、こうした場を通じて、世代を超えた交流が生まれることは、地域コミュニティの形成や見

守り機能の向上にもつながり、防犯面においても効果が期待されるところであります。

また、安心して、子育てができる環境や住みやすい地域づくりは、若い世代の定住促進や少子高齢化対策の観点からも大変重要であると考えます。

一方で、町営住宅においては空き部屋が生じている現状でもあり、住宅の利活用や入居促進との整合性をどのように図っていくものか、重要な視点であると考えます。むしろ住環境の魅力向上として、公園や交流スペースを整備することで、入居促進や定住につながる可能性もあるのではないのでしょうか。

こうしたことから町営住宅の敷地内における公園や広場、憩いのスペースの整備は、子育て支援、高齢者福祉、そして地域コミュニティの活性化を一体的に推進するとともに、住宅の魅力向上にも資する有効な施策であると考えます。

そこでお伺いいたします。

まず、1点目として、本町の町営住宅における公園や広場、憩いの場の整備状況の現状について、当局の答弁を求めます。

○議 長

番 外 建設課長 清水君

○番 外（建設課長）

ただいま松田議員より、町営住宅における公園や広場、憩いの場の整備状況の現状についてご質問いただきました。

町営住宅は単に住居を提供するだけでなく、子育て世帯、高齢者、障害のある方など、多様な世代が安心して暮らし、地域コミュニティを形成する重要な役割を担っております。近年、人口減少や少子高齢化が進む中、町営住宅における空き室の増加が課題となっており、入居促進に向けた住環境の向上が求められています。そのような中で、住宅敷地内あるいはその周辺への公園等の整備は、子供たちにとっては健やかな成長を育む遊び場となり、高齢者の皆様にとっては、健康維持や孤立防止につながる憩いの場となりますことから、生活環境の充実、住宅の魅力向上にも寄与し、入居促進と地域の活力維持につながるものと考えます。

整備状況の現状につきましては、本町の町営住宅21団地のうち、敷地内において公園が整備されている団地は、阪田55団地、平間下二団地、安宅第1、第2団地の4団地となります。また、その他の交流施設として集会所が整備されている団地は、阪田新団地、西越団地、安宅第1団地の3団地であり、休憩スペースとして公園以外でベンチ等が設置されている団地は、阪田新団地、平間第一団地、第二団地の3団地がございます。全ての団地において公園等が整備されているわけではございませんが、同じ地域内で隣接する団地の公園等を利用している場合や、町で整備している周辺の公園、阪田運動公園、白鳥小公園、浜田教育集会所など多世代が集える憩いの場として活用いただいている現状がございます。

以上です。

○議 長

2番 松田君

○2 番

次に、2点目として、子育て支援や高齢者福祉、少子高齢化、少子化対策の観点から、町営住宅敷地内における公園や交流スペースの整備について、本町としてどのように捉え考え

ているのでしょうか、当局の見解を求めます。

○議 長

番 外 建設課長 清水君

○番 外（建設課長）

ただいま、町営住宅敷地内における公園や交流スペースの整備についてご質問いただきました。

町営住宅の敷地内における公園や交流スペースの整備は、単なる住居環境にとどまらず、多世代が自然に触れ合い、地域コミュニティを形成するための重要な拠点として認識しております。そのため、少子高齢化や人口減少が進む本町において、子育て世帯と高齢者が日常的に交流できる環境づくりは、子育て支援、高齢者福祉、さらには少子化対策に資する重要な施策であると考えております。

以上です。

○議 長

2番 松田君

○2 番

さらに3点目として、大規模な整備に限らず、小規模な広場の確保やベンチの設置、安全に配慮した遊具の導入など、段階的かつ柔軟な整備も必要であると考えますが、いかがでしょうか。当局の見解について答弁を求めます。

○議 長

番 外 建設課長 清水君

○番 外（建設課長）

ただいまのご質問にお答えします。

議員ご指摘のとおり、大規模な整備には多大な予算と期間を要することから、遊具の修繕やベンチ設置など、地域の実情に応じて、身近なものから整備を進めることは、住民のコミュニティ形成や居住環境の維持にも有効と考えます。町営住宅敷地の広さや限られた財源を効率的に活用するため、利用状況等も考慮しながら、安全で良好な居住環境の維持、改善に取り組んでまいります。

○議 長

2番 松田君

○2 番

課長より、遊具の修繕やベンチ設置など身近な整備の有効性を認めていただき、安全で良好な居住環境の維持改善に、取り組んでまいりますとのご答弁をいただきました。

まずは、課題認識を共有いただいたことに感謝申し上げます。

しかしながら、今回のご答弁では、考慮しながら取り組むという慎重な表現にとどまっております。具体的に、いつ、どこから着手するのかという一歩踏み込んだ確約までは示されておられません。これでは、先延ばしの不安が残ってしまいます。財源などの様々な事情があることは重々察しますが、やはり求められているのは、目に見える安全と安心です。今後の見通しを具体的に示していただきたいと思いますと考えますが、当局の答弁を求めます。

○議 長

番 外 建設課長 清水君

○番 外（建設課長）

ただいまのご質問にお答えします。

議員ご指摘のとおり、町営住宅入居者の皆様が求められておられるのは、実際に目に見える形で安全・安心が確保されることであり、そのためには、施設の適切な維持管理を着実に進めていくことが重要であると認識しております。全ての住宅団地で整備できるものではないため、今年度から、まずは入居者の方々のご要望やご意見など、各団地で何が求められているのかの地域の声を把握するとともに、各施設の利用状況や劣化状況、安全性の確認を行いながら、整備順序等を来年度から計画したいと考えております。

財源等で計画が左右されますので、完成までは数年かかるものと思っておりますが、引き続き、安全で快適に利用できる公園環境の整備に取り組んでまいりますので、ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議 長

2 番 松田君

○2 番

加えて4点目として、町営住宅における空き部屋の現状を踏まえ、公園整備など住環境の向上と入居促進施策との整合性について、本町としてどのように考えているのでしょうか。また、入居促進施策の現状と今後の取組について当局の答弁を求めます。

○議 長

番 外 建設課長 清水君

○番 外（建設課長）

町営住宅敷地内における公園や交流スペースの整備は、多世代が日常的に触れ合い、見守り合いが生まれることから、少子化対策や高齢者福祉を推進する観点からも、地域の活力維持と定住人口の確保に向けた整合性の高い施策であると考えております。

本町においては、入居促進施策として、入居者募集時に一部の地域で親子近居世帯の優先入居枠を設けております。子育て世帯にとっては、父母世帯が近くにいることで育児のサポートを受けやすく、肉体的、精神的の負担軽減につながり、高齢者世代にとっても、孤立防止、緊急時の迅速な対応、日々の見守りが自然な形で可能となることから、団地内及び地域コミュニティの活性化をもたらし、年齢バランスの取れた持続可能なまちづくりの基盤になると期待しております。

また、日置川地域の町営住宅においては、入居資格である入居親族要件及び町内在住、在勤要件を撤廃し、単身で町外の方の入居も可能とするなど、入居要件の緩和を講じてきました。これらの施策を活用しながら、引き続き、町営住宅の入居促進につながるよう取り組んでまいります。

○議 長

2 番 松田君

○2 番

そして5点目として、公営住宅内の公園については子育て支援や地域コミュニティ形成等の観点から整備が必要と考えますが、国の補助制度活用について調査検討などをどのようにされてきたのでしょうか。また、国の社会資本整備総合交付金等などを活用することで、町負担の軽減を図りながら整備を進める可能性について、当局の見解を求めます。

○議 長

番 外 建設課長 清水君

○番 外（建設課長）

国の補助制度の活用につきましては、社会資本総合整備計画に位置づけられた公営住宅の建設や建て替え等、公営住宅整備事業において住戸本体と併せて一体的に整備される公園等の共同施設に限り、交付金の対象に含めることができます。また、既存の公営住宅の改善事業、公営住宅ストック改善事業において、共同施設、集会所、児童遊園、屋外消火栓などの整備を行う場合には、原則として、団地規模要件150戸以上が必要となり、町内の町営住宅ではこれを満たしておりません。町営住宅長寿命化計画に基づく、住戸本体の安全確保、耐震化や老朽化対策が優先される中、限りある財政状況の中で、公園整備の財源を確保することは容易ではありません。しかし、子育て世帯の定住や高齢者の健康維持におけるコミュニティ空間の重要性は十分に認識しております。引き続き、国や県とも情報交換を行い、活用可能な国庫補助、交付金を模索するとともに、効率的かつ計画的な整備に向けて調査、検討を行ってまいります。

○議 長

2番 松田君

○2 番

ただいまの答弁では、既存の町営住宅が、団地規模要件150戸以上を満たしていないため、ストック改善事業での共同施設整備は原則不可能とのことでした。しかし、小規模な自治体や団地であっても、子育て環境や防災力の向上のために、共同施設の改修が必要なケースは全国に多く存在します。この150戸要件に対して、国や県において特別措置や要件緩和の特段の事情が認められるケースはあるのでしょうか。あるいは、別財源からアプローチする手法は検討できないのでしょうか。当局の見解を求めます。

○議 長

番 外 建設課長 清水君

○番 外（建設課長）

公営住宅ストック改善事業の採択要件の特例措置や要件緩和の特例の事情が認められるケースはないのか、あるいは、別財源からアプローチする手法は検討できないのかとの再質問をいただきました。

この事業において、採択要件に関する特例措置や要件緩和のケースは、国や県において画一的な緩和基準は示されておりません。また別財源からのアプローチ、別事業についても、現時点ではございません。今後は国や県に対して、制度運用上の特例措置や要件緩和の可能性について情報収集に努めてまいります。また、新たに採択可能な補助事業が示されれば、事業化に向けて取り組んでいきますので、ご理解をお願いいたします。

○議 長

2番 松田君

○2 番

以上の観点から、町営住宅における住環境の向上と、多世代が安心して暮らせる地域づくり、さらには、入居促進につながる施策としての公園整備等の必要性について、最後に、当局の見解を求めます。

○議 長
番 外 建設課長 清水君

○番 外（建設課長）

ただいまのご質問にお答えします。

現在の町営住宅の管理状況や財政状況などを総合的に勘案しつつ、まずは既存施設の安全対策、老朽化対策など、優先順位の高いところから対応しながら、大規模な整備、改修に当たっては、国の予算要望に加え、効率的かつ計画的な整備に向けて調査検討に努めてまいります。引き続き、住民の皆様が住んでよかったと実感でき、次世代に引き継げる安心・安全な地域社会の実現に向け、全力を尽くしてまいります。今後ともよろしくお願いします。

○議 長
2 番 松田君

○2 番
以上で、この質問については、終わりいたします。

○議 長
以上で、町営住宅敷地内における公園整備等の必要性についての質問は終わりました。
次に、小学校統廃合における防災安全性についての質問を許可します。
2 番 松田君

○2 番
現在町内の日置川地域、それから白浜地域におきましても、小学校の統廃合について、各学校の保護者との懇談の場を設けられていると伺いました。その中で、白浜第二小学校の統合後の案として、第一小学校への集約を検討されているというお話も伺ったところです。

しかしながら、近年公表された南海トラフ巨大地震に伴う津波想定において、本町では、津波到達時間が極めて短い地域もあるとされており、学校の立地については、これまで以上に慎重な判断が求められていると考えます。とりわけ児童の命を守るという観点からすれば、学校施設は単なる教育の場にとどまらず、災害時における安全確保の拠点でなければなりません。

そのような中で、仮に、津波浸水が想定される可能性のある地域への集約が進められるとすれば、保護者や地域住民の皆様にとって大きな不安材料となるのではないのでしょうか。もちろん学校統廃合には、教育環境の充実や児童数の適正規模の確保といった重要な意義があることは理解しております。しかし、その前提として、想定外の津波の備えとしても、安全性の確保は最優先すべきであると考えます。

そこでお伺いいたします。

白浜町の津波ハザードマップでは、沿岸部を中心に津波浸水想定区域が示されており、揺れを感じたら直ちに高台へ避難とされています。また、白浜第二小学校は標高約13メートル地点にあり、避難所指定もされていますが、南海トラフ巨大地震には、周辺道路の浸水による孤立、いわゆる陸の孤島化を懸念する声もあります。そこで第一小学校及び第二小学校それぞれの立地条件について、津波浸水想定や周辺道路の状況、避難安全性、防災面でどのような違いや課題があると認識しているのでしょうか。当局の答弁を求めます。

○議 長
番 外 教育長 西田君

○番 外（教育長）

議員より、白浜第二小学校に関するご質問をいただきました。

議員ご存じのとおり、本町では、少子化の進行に伴い、児童・生徒数の減少が喫緊の課題となっております。教育委員会といたしましても、日々、子供たちにとってよりよい教育環境をどのように保障していくか、真剣に検討を重ねているところでございます。

このような状況を受けて、令和8年2月20日には、白浜第二小学校の保護者の皆様を対象に、同校における児童数の減少傾向に加え、長年にわたり懸案となっている校舎の老朽化問題が抜本的に解決に至っていない現状を踏まえ、子供たちがより充実した環境で学べるよう、学校統合の必要についてご説明させていただいた次第でございます。

詳細について、教育次長よりご説明申し上げます。

○議 長

番 外 教育次長 岡田君

○番 外（教育次長）

白浜第一小学校並びに白浜第二小学校の立地条件に関するご質問です。

まず、白浜第一小学校の立地につきましては、標高約13メートル地点に位置しております。避難所として指定されております。しかしながら、南海トラフ地震等の大規模地震の発生時には、津波による浸水が学校の近傍まで及ぶという可能性がございます。特に、また、学校周辺の幹線道路の一部が浸水するというリスクも指摘されてございます。このため、地震発生直後の迅速な避難経路の確保、それから、特に津波到達時間との兼ね合いにおきまして、迅速な対応が求められているという状況につきましては、課題として認識してございます。

一方、白浜第二小学校につきましては、標高が約41メートル地点の高台に位置しております。津波浸水想定区域からは大きく離れておりまして、周辺の道路も津波による浸水リスクは極めて低く、避難経路の安全性が相対的に高いという利点がございます。白浜第一小学校と比較いたしまして、防災面では、津波による直接的な被害のリスクが低いという点で、優位性があるとの認識でございます。

以上でございます。

○議 長

2番 松田君

○2 番

また、第二小学校校舎の老朽化等の現状について、第一小学校との比較についてどうなっているのでしょうか、当局の見解を求めます。

○議 長

番 外 教育次長 岡田君

○番 外（教育次長）

まず、白浜第二小学校の校舎の老朽化の現状につきましては、本校舎は築63年以上が経過しており、極めて築年数が古い建物でございます。これまで耐震工事は実施されておりますものの、その際に校舎全体の本格的な改修工事は行われておりません。そのため、校舎の床、天井、壁といった広範囲にわたり経年劣化による傷みが見受けられる状況でございます。

また、施設面、特にプールにつきましては、老朽化による劣化が著しく、今年度より白浜

第一小学校のプールで水泳の授業をする予定となっているなど、抜本的な改修が必要な状況にあります。

次に、白浜第一小学校との比較でお願いします。

白浜第一小学校の校舎は平成28年の10月に建築され、築年数は現在約8年と、まだ新しい校舎でお願いします。

したがって、築63年が経過し、大規模改修が行われていない白浜第二小学校の校舎とは、その建築年次、構造、それと老朽化の現状が根本的には異なるものであるとの認識でお願いします。

以上でお願いします。

○議 長

2番 松田君

○2 番

仮に第一小学校と第二小学校統廃合を進める場合、子供の命を守る安全性をどのような考え方で判断しているのでしょうか。当局の答弁を求めます。

○議 長

松田君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番 外 教育長 西田君

○番 外（教育長）

学校統廃合における子供の命を守る安全性は最優先されるべき事項だというふうに認識しております。この安全性等は、施設の耐久性や津波浸水リスクの有無だけではなく、発災時の避難体制、教職員の防災意識、地域との連携、そして何よりも子供たちが安心して学校生活を送れる、そういう環境全体を指すものというふうに考えております。

○議 長

2番 松田君

○2 番

白浜第一小学校は津波避難所として指定されていますが、南海トラフ巨大地震など、実際の大規模地震発生時を想定した場合、児童や教職員の安全をどのように確保する計画となっているのか、お伺いします。

また、周辺道路浸水時の対応、孤立、いわゆる陸の孤島化への対策、低学年児童や支援を必要とする児童への対応などを含め、実効性ある災害計画をどのように策定、検証しているのでしょうか、当局の答弁を求めます。

○議 長

番 外 教育次長 岡田君

○番 外（教育次長）

町内の各学校におきましては、それぞれ想定される災害に応じた危機管理マニュアルを設定し、防災対策に努めております。

白浜第一小学校では南海トラフ地震発生時の津波を想定しまして、マニュアルに基づいた避難訓練を実施してございます。当町の津波ハザードマップでは、グラウンドの一部が浸水する想定となっておりますが、同校におきましては、想定にとらわれずという原則のもと、より安全な校舎屋上への垂直避難を徹底してございます。訓練の内容といたしましては、授

業中のみならず、休み時間などに、様々な状況での発災を想定いたしまして、児童一人一人が自ら判断し行動できるよう、防災意識の向上に努めてございます。

また、今後は、近隣の高台でありますラメールへの避難訓練等も選択肢の1つとして検討しているところでございます。さらに、校舎の屋上や3階での待機も想定いたしまして、校舎の3階には地域の公民館等のご協力も得まして、ライフジャケットをはじめ、保存水やアルファ米、簡易トイレといったものを備蓄しております。

子供たち一人一人がいつ地震に遭遇しても、自らの身を守る最善の行動が取れますよう、津波の避難の3原則、すなわち、想定にとらわれるな、最善を尽くせ、率先避難者であれを強く意識し、訓練を実施しているところでございます。

教育委員会といたしましても、今後も各学校と連携し、子供たちの安全確保に万全を期してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議 長

2 番 松田君

○2 番

令和7年3月に文部科学省が発行しております手引「公立小中学校の統廃合をお考えの皆さまへ」の文中に、教育の直接の受益者である児童・生徒の保護者や将来の受益者である就学前の子供の保護者の声を重視しつつ、地域住民や地域の学校支援組織と教育上の課題やまちづくりを含めた将来ビジョンを共有し、十分な理解や協力を得ながら進めていくことが大切だと、明記されております。

学校統廃合における防災面での課題について、保護者、地域住民の皆様に対してどのように説明し、合意形成を図っていくのか、当局の答弁を求めます。

○議 長

番 外 教育長 西田君

○番 外（教育長）

学校統廃合における防災面の課題に関するご質問をいただきました。

学校の統廃合を進めるに当たり、特に防災面での課題につきましては、保護者の皆様、そして地域の皆様に十分ご理解いただき、ご協力いただくことが、何よりも重要だと認識しております。具体的には、保護者や学校、地域の皆様で構成する組織を立ち上げ、学校の統廃合に関わる防災面に関する情報等を丁寧に説明し、皆様からの質問やご意見について活発に議論、協議し、合意形成を図ってまいりたいと考えております。

○議 長

2 番 松田君

○2 番

ただいまの教育長からは、学校統廃合に当たって地域や保護者の皆様と丁寧に合意形成を図りながら、進めていくとの基本姿勢を示されました。

その一方で、地域や保護者の皆様の間では、来年4月の統合を前提として、準備が進められているのではないかとの声やうわさも聞かれます。

そこで、お伺いします。現在、当局として、来年4月の統合を目標時期として想定しているのでしょうか。あるいは、統合時期については、今後の協議や合意形成の状況を踏まえて

判断していくお考えでしょうか。改めて見解を求めます。

○議 長

番 外 教育長 西田君

○番 外（教育長）

学校統合の時期についてのご質問です。先般、令和8年2月20日に、白浜第二小学校において開催いたしました保護者懇談会におきまして、学校統合への取組を始める時期について、令和8年度中に統合への方向性を示していただければ、令和9年度からの統合に向けた取組を開始したい旨を説明させていただいたところです。これは、あくまでも学校環境の現状等、将来的な可能性について町としての考え方をお示しし、保護者の皆様のご意見を伺うための場として設定をしたものでございます。

先ほども答弁させていただきましたとおり、皆様のご意見をしっかりと伺った上で、丁寧な議論を重ね、納得いただける形での合意形成を図ることが最も重要であると考えております。

したがって、統合の時期につきましても、今後の協議や合意形成の状況を丁寧に踏まえながら、慎重に判断していきたいと考えております。

○議 長

2番 松田君

○2 番

学校の統合に当たっては、何よりも子供たちの命を守るという視点が最優先であると考えます。津波浸水による被害リスクのない、より安全性の高い高台への配置を検討することは、行政的な判断ではなく、保護者や地域住民の率直な感覚としても重要な視点ではないかと考えます。その点について、教育長としてどのように認識し、今後の学校整備、統合検討に反映していくお考えなのでしょうか。答弁を求めます。

○議 長

番 外 教育長 西田君

○番 外（教育長）

学校の統廃合に当たっては、子供たちの命を守るという視点が最優先であるという、議員のご意見は、教育委員会としても同じでございます。津波浸水リスクのない、より安全性の高い高台への配置を検討するとのご意見は、重要な視点であるとの認識でございます。今後の学校統廃合の検討におきましては、単に利便性や経済効率性だけではなく、大規模災害発生時における命の安全性を最重要視した判断を行う必要があると考えます。

ご指摘の高台への配置につきましても、今後、候補地を比較検討する場合には、その実現の可能性と課題を具体的に精査し判断したいと考えます。子供たちの安心・安全を第一に、そして、地域全体の将来を見据えた最適な選択ができるよう努めてまいりたいと考えております。

○議 長

2番 松田君

○2 番

今回のご答弁を通し、両校がそれぞれ異なる課題を抱えることが明確になりました。当局によれば、白浜第二小学校は標高約41メートルの高台に位置し、津波浸水想定区域から外

れているだけではなく、周辺道路の安全性も確保されております。また、施設面においては、耐震補強工事が完了しているものの、校舎全体の老朽化という課題を抱えております。

他方、白浜第一小学校については、幹線道路の浸水懸念や災害時の陸の孤島化という防災上の課題がある一方で、備蓄や避難訓練といった対策が計画的に講じられていることが示されました。

学校統合にあつては、当局も言及されたとおり、子供たちの命を守るという１点こそが最優先であり、今後最も重視すべき基本理念であると考えます。特に津波リスクや避難時の孤立化は、児童の安全確保に直結する極めて重要な課題であり、徹底した検証が不可欠であると考えます。

また、学校統合は、教育環境の改善にとどまらず、地域社会の将来にも大きな影響を及ぼす重要な課題であります。住民や保護者の皆様に対する説明責任を十分に果たすとともに、多様な意見や不安の声を真摯に受け止めながら、透明性の高い議論を重ね、理解と納得を得られる合意形成に努めていただくことを強く要望し、私の一般質問を終わります。

○議長 長

それでは、小学校統廃合における防災安全性についての質問は終わります。

以上をもって、松田君の一般質問は終わりました。

一般質問の途中ですが、本日はこれをもって散会し、次回は、明日６月１２日金曜日 午前１０時に開会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって散会し、次回は６月１２日金曜日午前１０時に開会いたします。

議長 長野 莊一は、１５時５分 散会を宣した。

地方自治法第１２３条第２項の規定により下記に署名する。

令和 ８ 年 ６ 月 １ １ 日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員